「大阪ＩＲ基本構想」（案）に対する府民意見等の募集（パブリック・コメント）

に寄せられたご意見と大阪府市の考え方について

令和元年11月21日

【概要】

１．意見募集の対象項目

　　　「大阪ＩＲ基本構想」（案）

２．募集期間

令和元年7月10日（水曜日）から令和元年8月9日（金曜日）まで

３．募集方法

大阪府パブリックコメント手続実施要綱に基づき、インターネット（電子申請）、送付、ファクシミ

リのいずれかの方法により、ご意見等を募集しました。

４．提出されたご意見等の件数

　　　430名（団体含む）から1,599件のご意見等をいただきました。（公表可1,445件、公表不可154件）

５．寄せられたご意見等とそれに対する大阪府市の考え方について

　　　次ページをご参照ください。

６．募集結果の閲覧方法

　　　大阪府・大阪市ホームページでの公表のほか、大阪府・大阪市ＩＲ推進局（大阪府咲洲庁舎31階）、

府政情報センター（大阪府庁本館５階）、市民情報プラザ（大阪市役所１階）、大阪市サービスカウン

ター（梅田・難波・天王寺）、大阪市各区役所・出張所で閲覧できます。

７．問合せ先

　　　大阪府・大阪市ＩＲ推進局　企画課　総務・企画グループ

　電話　06-6210-9234（直通）

　　　ファクシミリ　06-6210-9238

【ご意見と大阪府市の考え方】

※　本手続きは、「大阪ＩＲ基本構想」（案）に対するご意見を幅広く伺うことを目的としたものであり、案への賛否を把握できる方法でご意見をいただいたものではありません。

※　一人の方から同内容の意見が複数提出されている場合、重複を排除して１件として計上しています。

※　一人の方から内容の異なる意見が複数提出されている場合、その数だけ意見を提出したものとして集計しています。なお、意見の内容を踏まえ、提出意見の種類を195件と分類し、回答しています。

※　類似意見については適宜整理の上掲載しています。個人や団体を特定又は類推できる情報は削除しています。

| **NO.** | **意見の分類** | **提出意見概要** | **府市の考え方** | **（参考） 件数** |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| **１．大阪の現状と取組みの方向性** | | | | |
| 1 | １．全体 | 「大阪ＩＲ基本構想」（案）は最新のデータに置き換えた上で再度、意見募集すべき。 | 「大阪ＩＲ基本構想」（案）は取りまとめた2019年2月時点で公表されている統計データを活用しております。  「大阪ＩＲ基本構想」の策定にあたっては、可能なものにつきまして更新してまいりますが、前提となる考え方に変更はありませんので、再度の意見募集は行いません。 | 4 |
| 2 | ２．取組みの方向性 | 外国人観光客に日本のカジノへのニーズはない。ニーズがあるならパチンコ・パチスロ店に外国人観光客が訪れている。 | 大阪ＩＲのめざす姿として、カジノ施設だけではなく、世界水準のオールインワンＭＩＣＥ施設や世界最高峰のエンターテイメントなど、上質な施設やサービスを提供することとしており、夢洲に国際競争力の高い世界最高水準のＩＲを実現させることで、海外からも多くの来訪客を呼び込むことができるものと考えております。 | 2 |
| 3 | ２．取組みの方向性 | 開業してすぐは皆行くかもしれないが４万円も使う人がいるとは思えない。海外からの観光客も今後どうなるか分からない。 | 1 |
| 4 | ３．ＩＲの意義 | 「大阪ＩＲ基本構想」（案）にＩＲ誘致の必要性について記載すべき。 | ＩＲ誘致の必要性につきましては、「大阪ＩＲ基本構想」（案）のP13に、ＩＲの意義として記載しております。  人口減少・高齢化社会が進み、需要・労働力の減少が懸念される中、大阪・関西のさらなる成長に向けて、大阪・関西の高いポテンシャルを活かしながら、今後、増加が見込まれるインバウンドを経済成長に取り込む必要があると考えております。  そのため、その流れを生み出す大きなエンジンとして、民間の知恵と工夫を最大限に活かす民設民営のプロジェクトであるＩＲの誘致に取り組んでまいります。 | 5 |
| 5 | ３．ＩＲの意義 | ＩＲ誘致の目的は、日本の富を外国資本に献上することが目的なのではないか。また、カジノ利用者から巨額の掛け金を巻き上げて、リゾート施設を拡大させていくことではないのか。 | ＩＲは、健全なカジノ事業の収益を活用して、国際競争力の高い魅力ある滞在型観光を実現し、観光及び地域経済の振興に寄与するとともに、財政の改善に資することを目的としています。  また、国の「特定複合観光施設区域の整備のための基本的な方針（案）」（以下、「基本方針（案）」）では、カジノ事業の収益の適切な公益還元の観点から、ＩＲ施設の整備その他ＩＲ事業の事業内容の向上や、都道府県等が実施する認定区域整備計画に関する施策への協力に努めることが規定されております。 | 2 |
| 6 | ３．ＩＲの意義 | 以下の理由からＩＲに賛成。  ・主要先進国はＩＲを導入済みで、観光地としての日本の魅力を高める  ・雇用創出、観光客増加、地域振興、大阪経済の発展に寄与する  ・大阪が世界へ羽ばたくきっかけになる | ＩＲは民設民営の事業であり、観光及び地域経済の振興や、カジノ収益の社会還元を通じた公益の実現をめざすものです。  大阪・夢洲に世界最大級の投資を呼び込み、世界最高水準の成長型ＩＲを実現することにより、大阪への来訪者をはじめ、国際会議や大規模展示会の開催の大幅な増加が見込まれるなど、ＩＲは世界中から新たに人、モノ、投資を呼び込むものであります。  ＩＲの立地によって、非常に大きな経済波及効果や雇用創出効果が見込まれ、また、納付金・入場料など本市の財政に寄与するもので、大阪の大きな成長に資するものと考えています。  民間の活力を活かして、プラスの効果を最大限引き出すとともに、懸念事項の最小化に取り組むことで、大阪・関西の持続的な経済成長のエンジンとなる、国際競争力の高い世界最高水準の成長型ＩＲの実現に取り組んでまいります。 | 5 |
| 7 | ３．ＩＲの意義 | 以下の理由からＩＲの誘致、「大阪ＩＲ基本構想」（案）に反対。  ・カジノ施設とその他の施設を一体として運営することを前提としているため  ・経済活性化・税増収が目的になっている  ・賭博場を公共施策として実施すべきでない  ・一部関係者にしか利益が回らないため  ・税金投入はないと言いながら準備段階で事業費や人件費を投入しているため  ・阪神国際港湾としての役割が果たせなくなるため  ・失敗した際のリスクが高い事業であるため  ・大阪の魅力が損なわれるため  ・万博開催に支障をきたすため  ・依存症や治安の悪化、自然災害を懸念  ・カジノより福祉や福祉職員の給与改善、医療費助成、幼児教育無償化、防災、貧困対策に力をいれるべき  ・カジノより特別老人や認可保育所を増やすべき | ＩＲは民設民営の事業であり、観光及び地域経済の振興や、カジノ収益の社会還元を通じた公益の実現をめざすものです。 　大阪ＩＲでは、ＩＲ事業者の活力と創意工夫を活かして、世界水準のオールインワンＭＩＣＥ施設や多様な客層のニーズに対応できる宿泊施設、世界最高峰のエンターテイメントなどの整備をめざしており、世界最高水準の成長型ＩＲの実現は、大阪の新たな魅力になるものと考えております。 　また、カジノ収益の社会還元として、納付金等の収入を、ギャンブル等依存症対策の充実などの懸念事項対策をはじめ、子育てや教育、福祉、観光振興、地域経済振興など、住民福祉の増進や大阪の成長に向けて広く活用することにより、府民の暮らしの充実やさらなる都市の魅力と国際競争力の向上を図り、大阪・関西の持続的な成長につなげていきたいと考えております。 | 170 |
| 8 | ３．ＩＲの意義 | 以下の理由からカジノに反対。  ・人の規範意識が害される  ・賭博行為のため  ・巨大投資のため  ・ギャンブル依存症、治安・地域風俗環境の悪化、自然災害を懸念  ・子供の教育環境の悪化を懸念  ・大阪の魅力・ブランドが損なわれる  ・健全なカジノなどないため  ・社会的損失を生み出すため  ・儲けは外国資本のものとなるため  ・カジノで消費しなければ近隣の観光施設やレストランで消費されるお金のため  ・カジノより福祉や保育に力をいれるべき | 日本型ＩＲは、国際競争力の高い魅力ある滞在型観光を実現し、観光及び地域経済の振興に寄与するとともに、適切な国の監視及び管理の下で運営される健全なカジノ事業の収益により、公益の実現をめざすものであります。  そうした中、府民が懸念されるギャンブル等依存症対策につきましては、国における世界最高水準のカジノ規制や海外の先進事例に加え、大阪独自の対策をミックスした総合的かつシームレスな取組みを構築していきたいと考えております。  また、治安・地域風俗環境対策につきましては、ＩＲ事業者・警察・自治体が相互に緊密な連携を図りつつ、大阪府市では、夢洲における警察署の設置など警察力の強化を図るとともに、ＩＲ事業者に対しては、自主的かつ万全の防犯・警備体制の構築を求めてまいります。 | 176 |
| 9 | ３．ＩＲの意義 | ＩＲ・カジノに税金を投入すべきでない。 | ＩＲは、民間事業者の創意工夫のもとに一体的に設置・運営される、いわゆる「民設民営」の施設であり、民間事業者による自立した経営が前提とされております。 | 10 |
| 10 | ３．ＩＲの意義 | ＩＲの維持費に税金が使われることに反対。 | 2 |
| 11 | ３．ＩＲの意義 | 事業が赤字や破綻した際、税金を投入することに反対。 | 2 |
| 12 | ３．ＩＲの意義 | ＩＲからカジノを切り離すべき。 | 「特定複合観光施設区域整備法」（以下、「ＩＲ整備法」）において、ＩＲとは、カジノ施設と国際会議場施設や展示施設、観光の魅力増進施設などから構成される一群の施設であり、民間事業者により一体として設置・運営されるものと規定されております。  また、健全なカジノ事業の収益を活用して、大規模な投資を伴う施設の採算性を担保するとともに、社会還元を通じた公益の実現をめざすこととされております。 | 1 |
| 13 | ４．ＩＲの立地 | 万博終了後の跡地を含めて夢洲全体をどのように活用するのか、津波などの防災対策も含めた中長期的で、より多様性に溢れ、民間活力が発揮されるまちづくりを大阪府・大阪市と民間が連携して取り組むべき。 | 夢洲まちづくりにつきましては、2017年8月に大阪府・大阪市・経済界で「夢洲まちづくり構想」を策定しており、安全・安心の視点も記載しています。今後、同構想に沿って、民間による開発を誘導していきます。 | 1 |
| 14 | ４．ＩＲの立地 | 夢洲の既存のコンテナターミナルについては、物流拠点として発展が期待されているが、ＩＲ基本構想（案）には記載がないうえ、今後、一層の渋滞問題でダメージが大きい。  メガソーラーについても、ＩＲ構想でのインパクト（電力の地産地消など）が語られていない。 | 「夢洲まちづくり構想」において、国際観光拠点と国際物流拠点が共存し、それぞれが十分な機能を発揮できるよう、橋梁や幹線道路の拡幅とともに高架道路の整備等により、観光ゾーンへの車両動線と物流動線の分離を図ることで、円滑な交通アクセスの維持に努めていくこととしています。  エネルギーシステムにつきましては、民間開発によるまちづくりに合わせて民間事業者より提案を求めていきます。 | 1 |
| 15 | ４．ＩＲの立地 | 夢洲という不便なところへの集客効果に疑問がある。 | 夢洲は、豊富な観光資源を有する関西の中心に位置し、空港や都心からも近く、また、大きな投資を呼び込める広大な土地を有し、非日常空間を創出できるなど、ＩＲ誘致に向けてポテンシャル、優位性ともに高い立地であると考えております。 | 2 |
| 16 | ４．ＩＲの立地 | ＩＲの建設地が夢洲であることの妥当性について示すべき。 | 1 |
| 17 | ４．ＩＲの立地 | 国際会議誘致を含むＩＲによる観光産業の振興を真剣に図るなら、文化面も含む環境条件について諸外国を参考に検討し、適地を選択すべき。 | 1 |
| 18 | ４．ＩＲの立地 | アクセスが不十分。交通渋滞が懸念される。 | 「夢洲まちづくり構想」において、此花大橋や夢舞大橋などで車線数を増やし、現有道路機能を強化することや、観光ゾーンへの動線につきまして、物流関係の動線との分離を図ることなど、円滑な交通アクセスの維持に向けた総合的な交通施策を位置付けています。 | 32 |
| 19 | ４．ＩＲの立地 | 現在も夢洲コンテナターミナルの運営にあたり渋滞問題が解決しておらず、工事期間中や運用開始になった時、港湾労働者や海コンドライバーの雇用と職域は守れるのか、補償は考えているのか。 | 「夢洲まちづくり構想」において、国際観光拠点と国際物流拠点が共存し、それぞれが十分な機能を発揮できるよう、橋梁や幹線道路の拡幅とともに高架道路の整備等により、観光ゾーンへの車両動線と物流動線の分離を図ることで、円滑な交通アクセスの維持に努めていくこととしています。 | 1 |
| 20 | ４．ＩＲの立地 | 夢洲と各地を結ぶ交通について、水都大阪の特徴を生かした海・河川等水路の活用を含め十分検討すべき。 | 夢洲への海上アクセスにつきましては、道路や鉄道などの陸上アクセスに加え、関西国際空港や神戸空港、さらには瀬戸内海、西日本等と結ぶ集客機能としてはもちろんのこと、ＩＲの効果を西日本、全国に波及させるために必要な送客機能として、重要なものと認識しています。  ＩＲへの来場者にとって利便性の高い拠点とネットワークを構築するため、来場者、ＩＲ事業者双方のニーズに柔軟に対応できるよう、必要に応じて関係機関とも連携しながら、具体的に検討を進めてまいります。 | 1 |
| 21 | ４．ＩＲの立地 | 「交通安全施設の整備」「路線バス等公共輸送の確保」「アクセス道路の整備のための予算の確保」とあるが、ＩＲ企業の利益のため、大阪市民の税金でインフラ整備をするのであれば、具体的な必要経費を示されたい。 | 「交通安全施設の整備」「路線バス等公共輸送の確保」につきましては、今後、費用も含め詳細な検討をすすめてまいります。  また、アクセス道路整備等のインフラ整備につきましては、夢洲における国際博覧会の開催及びＩＲを含む国際観光拠点形成に向け行うものです。 | 1 |
| 22 | ４．ＩＲの立地 | なにわ筋線の建設や地下鉄中央線、JR桜島線、京阪中之島線の延伸、阪神高速道路淀川左岸線延伸は中止すべき。 | 広域交通ネットワークの形成に向けた様々な取り組みが行われています。充実した交通インフラをはじめ、ポテンシャルの高い大阪・夢洲において、大阪ならではのＩＲを実現してまいります。 | 2 |
| 23 | ４．ＩＲの立地 | 夢洲には野鳥が飛来する干潟がある。希少な野生生物の生存も確認されており大阪湾の自然再生として整備すべき。 | 環境アセスメントにつきましては、大阪市条例に基づき、ＩＲ事業者により、今後の事業進捗にあわせて実施されます。 | 4 |
| 24 | ４．ＩＲの立地 | 夢洲は国際貿易の拠点としてとする一方で自然環境を生かして、再生可能エネルギーの基地、自然公園などが併設する「人工島・夢洲」として発展させるべき。 | 広大な用地、インフラの面でポテンシャルが高い夢洲において、ＩＲを核とした国際観光拠点を形成し、ベイエリアの活性化につなげてまいります。 | 1 |
| 25 | ４．ＩＲの立地 | 従来の計画通り、夢洲はごみの最終処分地として延命を図るべき。 | ＩＲ予定区域は、浚渫土砂や建設発生土の処分場として造成されたエリアで、ごみの最終処分地のエリアではありません。ごみの最終処分地のエリアにつきましては、引き続き、ごみの処分地として活用していきます。 | 5 |
| 26 | ４．ＩＲの立地 | 夢洲を埋め立ててしまうことに伴う今後のゴミ処理の方策はどのように考えているか示すべき。 | 8 |
| 27 | ４．ＩＲの立地 | ＩＲを夢洲につくると新たなごみの処分場が必要になる。処分場を造る費用も計上されているのか。 | 1 |
| 28 | ４．ＩＲの立地 | 夢洲の貸付・売却価格について、「事業用地は市が事業者に売却か貸付を行うが、現時点での参考価格は売却の場合が1平方メートル当たり12万円、貸付が同月額435円。」との報道があったが、売却額は事実か。 | 事業コンセプト募集（ＲＦＣ）においては、事業者公募（ＲＦＰ）を見据え、複数の不動産鑑定業者による価格調査を実施した平均値を参考価格として提示しております。ただし、売却又は賃貸とするかなど、土地契約の方法・条件は、事業コンセプト募集（ＲＦＣ）での提案内容や国の「基本方針（案）」等を踏まえ、実施方針又は事業者公募（ＲＦＰ）までに決定することとしております。 | 1 |
| 29 | ４．ＩＲの立地 | 公募時に土地の賃貸・売却について、なぜ価格競争をさせないのか。 | 大阪ＩＲがめざす世界最高水準の成長型ＩＲを長期にわたって継続的かつ安定的に実施し、ＩＲ立地による効果を最大限高めるためには、土地価格ではなく、国際競争力の高い魅力ある事業計画に注力させ、その中で最も優れた提案を採用する必要があります。また、施設内容、運営能力、大阪・関西の観光振興、経済振興への貢献、懸念事項への対応等、区域認定にかかる視点を重視することから、土地価格は、適正な評価額を前提条件として提示し、価格競争は行わないとしております。 | 1 |
| **２．大阪ＩＲのめざす姿** | | | | |
| 30 | １．想定事業モデル | ＩＲ事業者、地域住民、関連する地元経済団体代表者や経済団体、行政担当者、学識経験者で構成する「地域共生委員会」を設置すべき。委員会では地域の支援に関して、支援対象や金額等を協議・決定するとともに、活動資金として、ＩＲ事業者が一定の負担を行うべき。 | 大阪・関西の持続的な成長に向けて、行政や地域、ＩＲ事業者による協議体の設置を検討しているところです。  なお、事業コンセプト募集（ＲＦＣ）においては、ＩＲ事業者に対し、地域経済及び地域社会の発展に向けた取組みを積極的に進めることや、多様な形で主体的に地域への貢献を果たすこと、社会課題に対する支援・協力に積極的に努めることなどを求めております。 | 1 |
| 31 | １．想定事業モデル | 府・市・経済界・ＩＲ事業者等による協議体の設置は、ＩＲと地域間に生じるであろう諸問題の解決・利害の調整において不可欠であり、協議会が形骸化しないよう、協議会の役割・権限をしっかり定義し、責任ある体制を構築すべき。 | 大阪・関西の持続的な成長に向けて、行政や地域、ＩＲ事業者による協議体の設置を検討しているところであり、具体的な枠組みにつきましては、今後検討を進めてまいります。 | 1 |
| 32 | １．想定事業モデル | 以下について明らかにすべき。  ・経済波及効果、雇用創出効果の前提条件や計算に使用した数値  ・試算の根拠となった土地の価格  ・来場者数の想定の根拠。収入層の分布の想定とその根拠  ・カジノ売り上げの収入層の分布の想定とその根拠  ・ＧＧＲだけでなく掛け金総額 | 大阪・夢洲でのＩＲ立地を前提として、「ＩＲ整備法」の内容や国が定める中核施設の基準等を踏まえ、大阪ＩＲにおいて想定される事業モデルを設定しています。  経済効果、雇用創出効果につきましては、想定事業モデルを前提として、投資額や年間収益等を踏まえ、産業連関表を用いて算出しています。  来場者数につきましては、人口や国内外の観光客数等を踏まえるとともに、類似施設を参考にするなどにより、年間来場者数を想定しています。  なお、想定事業モデルの詳細や積算根拠等につきましては、今後予定している事業者公募（ＲＦＰ）に関する情報であり、また、あらかじめ公表した場合、民間事業者の創意工夫を最大限活かすことが求められるＩＲにおいて、各事業者からのより良い真摯な提案を引き出せないことが想定されることなどから、公表しておりません。 | 132 |
| 33 | １．想定事業モデル | 投資規模9,300億円のうち、大阪府・市の投資額はいくらか。 | 想定事業モデルにおける投資規模9,300億円には、大阪府・市の投資額は含まれていません。 | 1 |
| 34 | １．想定事業モデル | ギャンブル依存症、治安・地域風俗の悪化、青少年への悪影響、景観・騒音被害などの社会的コストを公表すべき。 | 様々な仮定を前提とした社会コストの算定は困難であり、実施できないものと考えています。  カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うために必要な施策については、万全の対策を講じてまいります。 | 112 |
| 35 | １．想定事業モデル | 売り上げに対するカジノへの依存度が高い。魅力的なエンターテイメントの開催など集客力を上げ、カジノの依存度をさげるべき。 | 想定事業モデルにおけるＩＲ施設の全体収入は、4,800億円と想定しており、そのうちゲーミング売上は約８割、3,800億円と想定していますが、オンリーワンのエンターテイメント拠点の創出などにより、ゲーミング以外の売上を伸ばすことは重要であると認識しています。 | 2 |
| 36 | １．想定事業モデル | カジノ収益の日本人比率が高いことを懸念。収益は主に外国人から賄うべき。 | 想定事業モデルにおけるゲーミング施設への来場者は、590万人と想定しており、そのうち25％程度の150万人が外国人、75％程度の440万人が日本人と想定しています。 　一方で、ゲーミングの売上は3,800億円と想定していますが、そのうちの約６割、2,200億円を外国人が占め、日本人は約４割、1,600億円と想定しています。 | 3 |
| 37 | １．想定事業モデル | 経済波及効果について、地元への効果、地域経済への効果を具体的にしめすべき。 | 「大阪ＩＲ基本構想」（案）では、世界最高水準の成長型ＩＲの立地により、来訪者やＭＩＣＥ開催が増加するとともに、新たな消費需要の増加等に伴う様々な産業への波及効果が期待され、大きな経済波及効果、雇用創出効果などを期待しているところです。  なお、運営時における近畿圏への経済波及効果としては、年間7,600億円、雇用創出効果として年間8.8万人と試算しているところです。 | 1 |
| 38 | １．想定事業モデル | ノンゲーミング売上との比較は、ゲーミングの賭け金総額と比較するべき。 | 想定事業モデルにおけるゲーミング売上は、賭け金総額から顧客への払戻金を差し引いたカジノ行為粗収益（ＧＧＲ）としています。ノンゲーミングの売上との比較につきましては、当該カジノ行為粗収益が適切であると考えています。 | 1 |
| 39 | ２．大阪ＩＲが有すべき機能・施設 | ＩＲには世界と戦える、大阪独自のオリジナル性が必要。 | 「大阪ＩＲ基本構想」（案）では、夢洲のポテンシャルを最大限に活かし、あらゆる人が楽しめ、大阪ＩＲの象徴となるような、夢洲でしか体験できないエンターテイメントの実現をめざすこととしております。  今後、事業者公募（ＲＦＰ）を通じて、世界中の人がいずれは訪れてみたいと憧れ、大阪・関西の新たな魅力となるユニークなメニューにつきまして、ＩＲ事業者の自由で斬新な発想により具体的な提案を求めていきたいと考えております。 | 2 |
| 40 | ２．大阪ＩＲが有すべき機能・施設 | ＩＲはカジノではなく、マンガ・アニメを前面に押し出すのが、情報戦略的に有効で、マンガ・アニメは大阪が世界で唯一聖地になることができるので、全世界から観光客が訪れるきっかけになる。 | 「大阪ＩＲ基本構想」（案）では、大阪・関西・日本が育んできた伝統、文化、芸術など、長い歴史に裏打ちされるコンテンツや、現代に生きる日本発祥のコンテンツに気軽に触れられる施設を整備し、大阪・関西・日本の魅力を効果的な手法で発信することをめざしております。  今後、事業者公募（ＲＦＰ）を通じて、大阪・関西・日本の伝統、文化、芸術などの発信内容や手法につきまして、ＩＲ事業者の自由で斬新な発想により具体的な提案を求めていきたいと考えております。 | 1 |
| 41 | ２．大阪ＩＲが有すべき機能・施設 | 赤字にならないためには、世界の大富豪が訪れたくなるような施設であるべき。 | ＩＲ事業者に対して、富裕層向けのヘリポートや富裕層のニーズに対応できる施設・サービスの提供など、「大阪ＩＲ基本構想」（案）でお示ししている大阪ＩＲのめざす姿を伝え、魅力的な提案を引き出すことにより、富裕層をはじめ、幅広い層の来訪者を呼び込むことができる、国際競争力の高いＩＲを実現していく必要があると考えております。 | 1 |
| 42 | ２．大阪ＩＲが有すべき機能・施設 | 長期滞在の創出には魅力的な施設・サービスの充実が不可欠だが、施設・サービスは時間とともに陳腐化する為、常に新しい施設・サービスのリニューアルが必要。 | 「大阪ＩＲ基本構想」（案）では、50年・100年先を見据え、初期投資だけでなく、常に時代の最先端となる施設・機能とサービスで変化を遂げる「成長型」のＩＲを、基本コンセプトの一つとしております。  今後、こうした基本コンセプトのもと、施設・サービスの魅力向上に向けた継続的な投資を求めることにより、さらなる来場者の増加、収益の拡大、再投資といった成長の好循環を実現していきたいと考えております。 | 1 |
| 43 | ２．大阪ＩＲが有すべき機能・施設 | 国際的な競争力を有するために、今ある自然を保全し、海辺・湾岸の自然をうまく取り入れてデザインするべき。 | 大阪ＩＲのめざす姿として、水・みどりを適切に配置した上質な空間整備や印象的な景観づくりをすることで、日本の四季や水辺の魅力を感じられる上質で快適な都市空間を形成することを考えております。 | 1 |
| 44 | ２．大阪ＩＲが有すべき機能・施設 | エンターテイメントや送客施設などをもっと明確にすべき。 | 「大阪ＩＲ基本構想」（案）で示した送客施設や来訪及び滞在寄与施設につきましては、今後、事業者公募（ＲＦＰ）を通じて、ＩＲ事業者の自由で斬新な発想により具体的な提案を求めていきたいと考えております。 | 1 |
| 45 | ２．大阪ＩＲが有すべき機能・施設 | クールジャパンコンテンツと密接な関係にある競馬など各種公営競技、パチンコなど風俗第五号営業の規制緩和により、それらの複合施設を設置することで集客をめざすべき。 | 公営競技やパチンコなどのギャンブル等の施設につきましては、国の「基本方針（案）」において、カジノ施設と相まって射幸心をそそる恐れやカジノ規制による依存防止のための実効性を失わせる恐れのあるものであることから、ＩＲ区域内に設置することは認められないとされております。 | 1 |
| 46 | ２．大阪ＩＲが有すべき機能・施設 | ＩＲの収益源であるカジノ施設について、どのようなイメージなのかを示すべき。 | カジノの詳細につきましては、今後、国のカジノ管理委員会の規則で定められることになっており、その内容も踏まえつつ、事業者公募（ＲＦＰ）を通じて、ＩＲ事業者の具体的な提案を求めていきたいと考えております。 | 1 |
| 47 | ２．大阪ＩＲが有すべき機能・施設 | カジノについて、国の監視及び管理の下と謳っているが、どのような施策を行い、誰が責任を取るのか示すべき。また、カジノ規制について民間事業者の罰則が明確でないため国や行政は責任を果たせるのか疑問。 | カジノにかかる国の監視及び管理の詳細につきましては、今後、国のカジノ管理委員会の規則で定められることになっており、その内容も踏まえて、行政としての責任も果たしてまいりたいと考えております。  なお、罰則につきましては、「ＩＲ整備法」第13章にカジノのことも含めて規定されております。 | 2 |
| 48 | ２．大阪ＩＲが有すべき機能・施設 | 大阪にＭＩＣＥビジネスを勝ち抜く条件は与えられていないのではないか。 | 大阪・関西は、豊富な観光資源や幅広い分野の産業クラスターが集積するとともに、充実した交通インフラを活かしたハブ機能を有しており、ＭＩＣＥビジネスを勝ち抜くポテンシャルを有していると考えています。  世界水準のオールインワンＭＩＣＥ拠点を形成することにより、都市格向上や高い経済波及効果を有するＭＩＣＥの誘致・開催を図ってまいります。 | 27 |
| 49 | ２．大阪ＩＲが有すべき機能・施設 | シンガポールなどの国際会議開催は、ハブ空港の存在や通訳の確保など、施設規模以外の条件によるもの。大規模なＭＩＣＥ施設を作っても、国際会議や外国人旅行消費額の増加につながるとは考えられないため、施設競争は避けるべき。 | 大阪・関西は、豊富な観光資源や幅広い分野の産業クラスターが集積するとともに、充実した交通インフラを活かしたハブ機能を有しており、ＭＩＣＥビジネスを勝ち抜くポテンシャルを有していると考えています。  また、大規模な国際会議や展示会のみならず、企業ミーティングやインセンティブツアー、各種イベント等、多様な需要に対応できる機能を備えた質の高いＭＩＣＥ施設を整備することとしております。  世界水準のオールインワンＭＩＣＥ拠点を形成することにより、都市格向上や高い経済波及効果を有するＭＩＣＥの誘致・開催を図ってまいります。 | 28 |
| 50 | ２．大阪ＩＲが有すべき機能・施設 | 国際会議や展示会はアジアで熾烈な誘致合戦が行われており、ハコモノを充実させるだけではなく、アテンダント能力や運営能力、ノウハウや人材が求められている。そうしたことも構想の中で示すべき。 | ＭＩＣＥの誘致につきましては、大阪観光局を中心とした戦略的なＭＩＣＥ誘致支援、マーケティング、シティセールスの実施等にあたり、ＩＲ-ＭＩＣＥも含めた連携・誘致体制を構築することで、大阪・関西の経済活性化、都市魅力の向上に取り組んでまいります。 | 1 |
| 51 | ２．大阪ＩＲが有すべき機能・施設 | カジノの経営が悪化した場合、ＭＩＣＥなどから運営撤退するという可能性が考えられるが、それを回避する制度的担保はあるのか。 | 「ＩＲ整備法」第２条第１項の規定のとおり、「特定複合観光施設」とは、カジノ施設と同項第一号から第五号までに掲げる施設から構成される一群の施設（これらと一体的に設置され、及び運営される第六号に掲げる施設を含む。）であって、民間事業者により一体として設置され、及び運営されるものをいいます。  国際会議場施設は第一号、展示等施設は第二号に規定され、特定複合観光施設を構成する必置の施設となっております。 | 3 |
| 52 | ２．大阪ＩＲが有すべき機能・施設 | ＭＩＣＥとＩＲはセットでなければならないのか。 | 3 |
| 53 | ２．大阪ＩＲが有すべき機能・施設 | 会議場の収容人数が少ない。もっとたくさんの人を呼べるようにするべき。 | 「大阪ＩＲ基本構想」（案）で示す、国際会議場の「最大国際会議室収容人数6千人以上」及び「1万2千人規模の国際会議に対応」はＩＲ事業者に求める最低要件であり、提案により、本案で示す収容人数より多い人数を収容できる国際会議場を設置することも可能です。  なお、現在国内で最も収容人数が多い国際会議室は、5,012人収容可能な東京国際フォーラム「ホールＡ」、国際会議場全体では11,754人収容可能な国立京都国際会館であり、本案はこれらを上回る規模となっております。 | 1 |
| 54 | ２．大阪ＩＲが有すべき機能・施設 | ＭＩＣＥについて展示場、会議場を備えたアジア有数の複合拠点の整備が必要。展示場（床面積10万米）と会議場（固定5000席、1万人のレセプションホール）を含むオールインワン型ＭＩＣＥ複合拠点の整備をＩＲ事業者に義務付けるべき。 | 「大阪ＩＲ基本構想」（案）では、展示面積10万㎡以上の展示等施設と最大国際会議室収容人数6千人以上かつ施設全体で1万2千人以上収容可能な国際会議場が一体的に配置されたオールインワン型の複合ＭＩＣＥ施設を整備することとしております。 | 1 |
| 55 | ２．大阪ＩＲが有すべき機能・施設 | ＭＩＣＥの誘致については、府・市・経済界・アカデミア及びＩＲ事業者による産官学連携のもと、国際的な誘致競争を勝ち抜くのに十分な体制を整備すべき。 | ＭＩＣＥの誘致につきましては、大阪観光局を中心とした戦略的なＭＩＣＥ誘致支援、マーケティング、シティセールスの実施等にあたり、ＩＲ-ＭＩＣＥも含めた連携・誘致体制を構築することで、大阪・関西の経済活性化、都市魅力の向上に取り組んでまいります。 | 1 |
| 56 | ２．大阪ＩＲが有すべき機能・施設 | 官民（ＩＲ事業者を含む）によるＭＩＣＥ誘致・創出組織を早期に設立するべき。ＭＩＣＥ特にCE誘致・創出のための組織を新設し、ＩＲ事業者に対し同組織への参画・協力を義務付けるべき。また、活動資金は、府市およびＩＲ事業者を含む民間の関連事業者が負担するべき。 | 大阪府・大阪市では、経済団体及び大阪観光局とともに、2017年3月に「大阪におけるＭＩＣＥ推進方針」を策定するとともに、「大阪ＭＩＣＥ推進委員会」を設置し、戦略的なＭＩＣＥ誘致や、大阪のＭＩＣＥ拠点の役割分担・機能強化の検討を行い、大阪の経済活性化や都市魅力の向上に取り組んでおります。  今後も「大阪におけるＭＩＣＥ推進方針」に基づき、戦略的なＭＩＣＥ誘致や有機的な連携体制の構築に向けて取り組んでまいります。 | 1 |
| 57 | ２．大阪ＩＲが有すべき機能・施設 | 府・市・経済界・大阪観光局等が一体となったＭＩＣＥの連携体制構築および情報共有において、行政はどのように関与するのか。 | 1 |
| 58 | ２．大阪ＩＲが有すべき機能・施設 | 国際会議について、これからはテレビ（ネット）会議が主流になるのではないか。 | 国際会議の開催件数は、世界及び日本において増加傾向にあります（Ｐ8「世界・日本の国際会議開催件数推移（ICCA基準）」参照）。  また、ＭＩＣＥ参加者の消費額・宿泊数は一般観光客のそれよりも多いため、地域への経済効果が高く、かつ開催都市の国際的認知度やブランド力の向上に資するものです。  世界水準のオールインワンＭＩＣＥ拠点を形成することにより、都市格向上や高い経済波及効果を有するＭＩＣＥの誘致・開催を図ってまいります。 | 1 |
| 59 | ２．大阪ＩＲが有すべき機能・施設 | ＭＩＣＥについては、大阪城周辺や中之島、鶴見緑地、千里周辺を整備し、それらの地域への交通ルートを整備拡充して国際会議場・展示場等を建設・改築すればと思う。 | 大阪城周辺、中之島、千里地区のほか大阪駅周辺及びベイエリア（大阪ＩＲのＭＩＣＥ施設含む）等、各エリアの特色を活かした役割分担、各ＭＩＣＥ施設間における情報共有及び有機的な連携体制の構築を図り、大阪全体でのＭＩＣＥの推進に取り組んでまいります。 | 1 |
| 60 | ２．大阪ＩＲが有すべき機能・施設 | 大阪国際会議場とインテックス大阪は、閉鎖するのか。 | （大阪府立国際会議場について）  大阪府立国際会議場は、大阪の中心地である中之島に位置し、年間約50件の国際会議を開催しており、国内有数のＭＩＣＥ施設として利用されています。今後も、施設の特性を最大限に発揮し、国際会議等の誘致・開催を通じて、大阪の産業振興や地域の活性化に貢献してまいります。  （インテックス大阪について）  インテックス大阪は、大阪のベイエリアである南港に位置し、年間約200件の展示会等の催事を開催しており、人・物・情報の交流拠点として、大阪・関西経済の活性化に寄与しております。  現段階でインテックス大阪の将来計画については決定しておりません。 | 1 |
| 61 | ２．大阪ＩＲが有すべき機能・施設 | 国際会議場として選ばれるためには、２４時間稼働している空港、鉄道があることが必要。 | 大阪ＩＲには、24時間運用の関西国際空港や高速道路、夢洲まで延伸される地下鉄中央線等充実した交通ネットワークを利用したアクセスが可能です。  また将来的には、ＩＲを核とした国際観光拠点の形成を契機として、より充実した交通ネットワークの形成に向け、鉄道・道路・海上交通などによる多彩な交通アクセスの構築が誘発されるものと想定しています。 | 1 |
| 62 | ２．大阪ＩＲが有すべき機能・施設 | ＭＩＣＥ構想にはまちづくりの視点がなく、隣接する「街」との界隈性がなく、ターミナル性もない。 | 「夢洲まちづくり構想」において、魅力ある拠点形成を可能とするゾーニングや駅を中心に展開する土地利用、段階ごとにまちの価値を高める土地利用（機能配置）といったまちづくりの方針が示されています。  また、大阪ＩＲのＭＩＣＥ施設はエンターテイメント施設や商業施設、宿泊施設などのＭＩＣＥ関連施設が機能的に配置された「オールインワン」のＭＩＣＥ拠点を形成することとしています。 | 1 |
| 63 | ２．大阪ＩＲが有すべき機能・施設 | 宿泊施設について、「ハイグレード」「高級」「自然」という表現は修正し、「本物志向」「本物の自然の場所を提供」などとするべき。 | 「大阪ＩＲ基本構想」（案）では、宿泊施設の機能として世界各地から大阪ＩＲを訪れる多様な客層や個々のニーズに対応できる施設・サービスを提供することをめざしております。  今後、事業者公募（ＲＦＰ）を通じて、宿泊施設につきまして、ＩＲ事業者の自由で斬新な発想により具体的な提案を求めていきたいと考えております。 | 1 |
| 64 | ２．大阪ＩＲが有すべき機能・施設 | 旅行者の予約から体験までの一貫したサポートを行うべき。また、ＩＲ施設と地域双方で利用可能な認証システムや決済システムにより、旅行中の手続き等を簡素化するべき。 | 「大阪ＩＲ基本構想」（案）では、送客施設の機能として来訪者のニーズに応じた日本各地への旅行を提案・手配（コンシェルジュ）する機能の整備をめざしております。  今後、事業者公募（ＲＦＰ）を通じて、送客施設の機能につきまして、ＩＲ事業者の自由で斬新な発想により具体的な提案を求めていきたいと考えております。 | 1 |
| 65 | ２．大阪ＩＲが有すべき機能・施設 | 送客機能施設は単なる観光案内・旅行手配ではなく、ICT技術を含む最先端技術を活用した先進的なものとなることを期待しており、送客が効果的に機能しているかを定期的にレビューし、必要に応じて改善を求める体制も整備すべき。 | 「ＩＲ整備法」では、国土交通大臣は区域整備計画につきまして、毎年度、取組みの実施状況や目標の達成状況につきまして評価することとされており、評価の結果につきましては、区域整備計画に係る業務運営の改善に適切に反映させなければならないとされております。 | 1 |
| 66 | ２．大阪ＩＲが有すべき機能・施設 | 地域への効果的な誘客支援が必要。来訪者の国籍や年齢、ＩＲ利用履歴等に応じた情報を販売促進へ繋げるべき。 | 「大阪ＩＲ基本構想」（案）では、世界と日本各地をつなぐハブとして、各地の様々な観光情報の提供や来訪者の要望に叶った旅行の手配などを行う機能を構築し、瀬戸内や西日本をはじめ、ＩＲから日本各地に観光客を送り出すことをめざしております。  今後、こうした機能を十分に発揮できるよう、事業者公募（ＲＦＰ）を通じて、ＩＲ事業者の自由で斬新な発想により具体的な提案を求めていきたいと考えております。 | 1 |
| 67 | ２．大阪ＩＲが有すべき機能・施設 | ウェルネス・ツーリズムの創出においては、大阪・関西に集積するトップクラスのアカデミア・Well-Being産業との連携や振興策を検討すべき。 | 「大阪ＩＲ基本構想」（案）では、大阪・関西の強みを活かし、大阪ＩＲ発の付加価値が高くオリジナリティあふれるニューツーリズムの創出をめざしております。  その一つであるウェルネス・ツーリズムの創出に向けては、周辺地域との連携をはじめ、周辺に集積する関連産業や観光資源等の活用などを想定しているところであり、今後、事業者公募（ＲＦＰ）を通じて、ＩＲ事業者の自由で斬新な発想により具体的な提案を求めていきたいと考えております。 | 2 |
| 68 | ２．大阪ＩＲが有すべき機能・施設 | 滞在型観光モデルに医療ツーリズムを設けるべきではない。 | 「ＩＲ整備法」等では、国際競争力の高い魅力ある滞在型観光の実現を目的としており、そのための施策の一つとして、周辺地域等と連携した広域観光ルートの設定などが想定されているところです。  大阪ＩＲでは、周辺の地域と連携して、ウェルネスやフード、スポーツなど大阪・関西の強みを活かしたテーマで、体験型・ 交流型の要素を取り入れた、大阪ＩＲ発の付加価値が高くオリジナリティあふれるニューツーリズムの創出をめざしていきたいと考えております。 | 2 |
| 69 | ２．大阪ＩＲが有すべき機能・施設 | ＩＲは夢洲のＩＲの中だけで消費が行われてしまう。どのようにして来場者を他地域に波及させるのか示すべき。 | 日本型ＩＲでは、来訪客を国内各地に送り出し、ＩＲ区域の整備の効果を日本全国に波及させることをめざしております。  大阪ＩＲでは、世界と日本各地をつなぐ交流のハブとして、府内はもとより、関西・西日本・日本各地と連携を図り、魅力発信施設や送客施設などを効果的に活用することにより、ＩＲ立地に伴う集客効果を、関西・西日本・日本各地へ相乗的に波及させていきたいと考えております。 | 1 |
| 70 | ２．大阪ＩＲが有すべき機能・施設 | ショーケース機能として、「対面やＩＣＴを活用した端末など、ニーズに応じた多様な手法、言語でサービスを提供」と記載があるが、端末には個人スマートデバイスのアプリケーション等を活用した観光情報の発信も含まれるか。 | 「大阪ＩＲ基本構想」（案）におけるご指摘の記載につきましては、あくまで観光客を送り出す機能の一例です。  ショーケース機能の具体的な手法につきましては、事業者公募（ＲＦＰ）を通じて、ＩＲ事業者の自由で斬新な発想により提案を求めていきたいと考えております。 | 1 |
| 71 | ２．大阪ＩＲが有すべき機能・施設 | 大阪ＩＲが目指す送客による日本及び大阪府市への経済効果について、定量的に計測するための指標は検討するか。 | 「ＩＲ整備法」では、国土交通大臣は認定区域整備計画につきまして、毎年度、取組の状況や目標の達成状況につきまして評価することとされております。  また、国の「基本方針（案）」では、都道府県等やＩＲ事業者は、取組の状況や目標の達成状況を測るための指標（ＫＰＩ）につきまして、その実績を示すデータを継続的に把握した上で、毎年度の評価を受ける際に、取組み状況や目標の達成状況につきまして、データで示して説明できるようにする必要があるとされております。  具体的な指標につきましては、今後、国の「基本方針（案）」等を踏まえ、検討してまいります。 | 1 |
| 72 | ２．大阪ＩＲが有すべき機能・施設 | 観光情報の連携について、ＩＲ区域内におけるイベント開催状況・利用待ち時間に加え、観光ＤＭＯ等の協力により、夢洲外エリア情報も含むのか。それらの調整は誰が行うのか。 | 「大阪ＩＲ基本構想」（案）では、送客施設の機能の一つとして、大阪観光局をはじめ各地の自治体やＤＭＯ等との連携により常に最先端の情報を集めて来訪者に発信することをめざしております。  具体的な連携方法や内容等につきましては、今後、事業者公募（ＲＦＰ）を通じて、ＩＲ事業者の自由で斬新な発想により具体的な提案を求めていきたいと考えております。 | 1 |
| 73 | ２．大阪ＩＲが有すべき機能・施設 | 日本のコンテンツを活かしたワールドクラスのショービジネスをどう育てるのか。 | 「大阪ＩＲ基本構想」（案）では、優れたポテンシャルを持つコンテンツを発掘し、クオリティの高いものへとプロデュースすることで、新たなコンテンツを創造するとともに、ＩＲ内での場の活用や発信方法の工夫などにより、既存コンテンツを発展させ、魅力をさらに高めることをめざしております。  今後、事業者公募（ＲＦＰ）を通じて、大阪・関西・日本のコンテンツの発展・創造につきまして、ＩＲ事業者の自由で斬新な発想により具体的な提案を求めていきたいと考えております。 | 22 |
| 74 | ２．大阪ＩＲが有すべき機能・施設 | 「世界水準のエンターテイメント」の具体的な事例などを示すべき。 | 「大阪ＩＲ基本構想」（案）では、ビジネス客からファミリー層まであらゆる人が楽しめ、大阪ＩＲの象徴となるような世界に類を見ないエンターテイメントを提供することにより、国内外から多くの来訪者を呼び込むことをめざしております。  今後、事業者公募（ＲＦＰ）を通じて、来訪及び滞在寄与施設につきまして、ＩＲ事業者の自由で斬新な発想により具体的な提案を求めていきたいと考えております。 | 1 |
| 75 | ２．大阪ＩＲが有すべき機能・施設 | eスポーツの大会ができる施設やフォーミュラEを開催して欲しい。 | 1 |
| 76 | ２．大阪ＩＲが有すべき機能・施設 | ＩＲに世界中のトップレベルのミュージカル、劇場街を創設し、世界の芸能界の中心地にし、世界のトップスターにセカンドハウスを準備して大阪に居住してもらうべき。 | 1 |
| 77 | ２．大阪ＩＲが有すべき機能・施設 | 格闘技のタイトルマッチなどを開催して欲しい。 | 1 |
| 78 | ２．大阪ＩＲが有すべき機能・施設 | 利用者需要の高度化・多様化及び長期滞在を楽しめる上質な施設・サービスの提供において、世界最高水準のウェルネス施設は大阪ＩＲの優れた強みとなるので整備すべき。 | 「大阪ＩＲ基本構想」（案）では、あらゆる人が長期滞在を楽しめるサービスや施設の一例として、心と体を癒すウェルネス施設の整備を掲げているところです。  今後、事業者公募（ＲＦＰ）を通じて、来訪及び滞在寄与施設の施設内容や機能等につきまして、ＩＲ事業者の自由で斬新な発想により具体的な提案を求めていきたいと考えております。 | 1 |
| 79 | ２．大阪ＩＲが有すべき機能・施設 | 近隣住民の苦情を生む可能性のあるクラブのようなナイトエンターテイメントは、ＩＲ内に囲いこまれ、ＩＲ内で消費が完結している面が強い。ＩＲが賑わいを創出するというのであれば、周辺地域のナイトエンターテイメントとどのような相乗効果が見込めるか、示してほしい。 | 「大阪ＩＲ基本構想」（案）では、世界最高峰のショーや多様なメニューによるナイトタイムの充実など、様々な体験が可能なエンターテイメントの提供をめざしております。  ＩＲにおける充実したナイトショーの開催などを契機として、周辺地域においても、ナイトライフの充実といった相乗効果が期待され、大阪におけるナイトタイムエコノミーの活性化につながるものと考えております。 | 1 |
| 80 | ３．大阪ＩＲの魅力を高める取組み | スマートなまちづくりの為、ＩＲ区域内で得られる様々なデータを広く利用できる仕組みを構築すべき | 夢洲では、ＩｏＴ・ＡＩなどの最先端のＩＣＴ技術を活用し、快適で利便性の高い空間、質の高いサービスを提供するスマートなまちづくりを実現することをめざしています。 | 2 |
| 81 | ３．大阪ＩＲの魅力を高める取組み | 万博のテーマである「未来社会の実験場 People’s Living Lab」・「いのち輝く未来社会のデザイン」のコンセプトが大阪ＩＲ・夢洲まちづくりにレガシーとして引き継がれることを要望。また、AIやIoTなどの実証の場として活用するべき。 | 2 |
| 82 | ３．大阪ＩＲの魅力を高める取組み | ＩＲ事業者に対して、キャッシュレス対応指針・基準を示し、運営の是非について確認する考えはあるか。 | 現在、国においてキャッシュレス化が推進されており、今後、キャッシュレス化が進展していくものと認識しています。ＩＲ事業の推進にあたっては、外国人観光客をはじめ、ＩＲへの来場者の利便性の確保は重要であることから、今後、キャッシュレス化の国の動向なども踏まえ、検討を進めていきます。 | 1 |
| 83 | ３．大阪ＩＲの魅力を高める取組み | キャッシュレスの推進において、ＩＲ区域内外で、購買データも含め、スムースな連携が図れる仕組みをつくるべき。 | 1 |
| 84 | ３．大阪ＩＲの魅力を高める取組み | 情報プラットフォームについて「まち」とはＩＲ区域内を指すのか、ＩＲ区域内のみを指す場合は夢洲におけるその他開発領域との連携は想定されているか。連携を想定される場合は、民間事業者同士が個別協議を行うことになるのか。 | 情報プラットフォームにおける「まち」とは、国際観光拠点のエリアをさしております。 　なお、段階的なまちづくりに合わせて、各々が連携を図っていくことを想定しております。 | 1 |
| 85 | ３．大阪ＩＲの魅力を高める取組み | 情報プラットフォームについて防犯・防災カメラなど、公共機関が設置・運営しているカメラによる映像データも想定されているか。その場合は、情報プラットフォーム側と公共機関とで、データ連携に関する協議が必要と考えるが、調整を行う主体はどこか。 | 夢洲では、IoT・AIなどの最先端のICT技術を活用し、快適で利便性の高い空間、質の高いサービスを提供するスマートなまちづくりを実現することをめざしていますが、各種カメラの公共機関による設置・運営につきましては未定です。 | 1 |
| 86 | ３．大阪ＩＲの魅力を高める取組み | 他国では公立大学を設立してゲーミング業界のリーダーを育成しているという情報を掲載しているが、このことを前向きなものと捉えているということで相違ないか、また、若者にも伝える場合もあるのか。 | 「大阪ＩＲ基本構想」（案）では、ＩＲ事業者と教育機関が相互に連携することで、ＩＲの魅力的なサービスの維持・向上と、大阪・関西からグローバルで質の高い観光人材が育成・輩出されるという相乗効果を期待しております。 　事業コンセプト募集（ＲＦＣ）においても、教育機関との連携や従業員教育等を通じて、グローバルで高度な観光人材の育成・輩出に取り組むことを求めております。 | 1 |
| 87 | ４．安心して滞在できるまちの実現 | 台風や地震、津波などの自然災害への対策がとられているか懸念。 | ＩＲ予定区域につきましては、満潮時の津波予測高さや高潮予測高さに対して十分な地盤高さを確保することとしています。  液状化につきましても、粘性土を主成分とする浚渫土砂等で埋立てられており、液状化しにくい地盤となっています。  また、ＩＲ事業者による安全確保やエネルギー自立対策などを含むＢＣＰ（事業継続計画）の策定など、来訪者が安心して滞在できるまちを実現していきます。 | 18 |
| 88 | ４．安心して滞在できるまちの実現 | 埋立地は災害時に非常に危うい土地であり、夢洲に集客施設を作るべきではない。 | 4 |
| 89 | ４．安心して滞在できるまちの実現 | 誘致後に、地盤沈下対策や、高波・強風対策などに莫大な公費が求められるような「負の遺産」になるリスクがないのか検証を示すべき。 | ＩＲ予定区域につきましては、地盤沈下を見込んだ50年後でも、満潮時の津波予測高さや高潮予測高さに対して十分な地盤高さを確保する等の対策を講じていきます。 | 1 |
| 90 | ４．安心して滞在できるまちの実現 | 夢洲は埋立地であるため、地盤沈下や液状化を懸念。 | ＩＲ予定区域につきましては、地盤沈下を見込んだ50年後でも、満潮時の津波予測高さや高潮予測高さに対して十分な地盤高さを確保する等の対策を講じていきます。  液状化につきましても、粘性土を主成分とする浚渫土砂等で埋立てられており、液状化しにくい地盤となっています。 | 6 |
| 91 | ４．安心して滞在できるまちの実現 | 南海トラフ地震では、人工島での液状化や津波による浸水などの危険性が高いと指摘されている中、地震時の津波や安全性、埋め立て層の地耐力評価や安定地盤層の安全性などをどのように評価し、計画しているのか。また、安全であるならそれを裏付ける夢洲の現在の地盤構造や長期的な沈下の予想等を公表すべき。 | ＩＲ予定区域につきましては、まちづくりの基準となる地盤高さをO.P.+11m程度に設定しています。埋立後の地盤沈下を見込んだ50年後の地盤高さはO.P.+9m程度と推定されており、津波や高潮の最高想定潮位に対して十分な地盤高さとすることにより、安全性を確保しています。  液状化につきましても、粘性土を主成分とする浚渫土砂等で埋立てられており、液状化しにくい地盤となっています。 | 3 |
| 92 | ４．安心して滞在できるまちの実現 | 夢洲の防災対策は最悪のケースを想定してのエリア計画を作るべき。避難・救助対策、外国人観光客の処置をどうするかについても示すべき。また、夢洲全体が孤立化した場合に、エネルギーの確保、食料等の備蓄がどれだけ確保されるのか示すべき。 | ＩＲ事業者が、安全確保・エネルギー自立対策、外国人観光客対応を含む事業継続計画（BCP）を策定する予定です。 | 5 |
| 93 | ４．安心して滞在できるまちの実現 | 地震や津波などの災害による影響については、エネルギー自立対策に加え、ＩＲに関わるシステムのバックアップについてもＢＣＰ策定に盛り込むべきで、指針を示すべき。 | ＩＲ事業者が、安全確保・エネルギー自立対策や防災体制の確立を含む事業継続計画（BCP）を策定する予定です。 | 1 |
| 94 | ４．安心して滞在できるまちの実現 | 夢洲について昨年の台風21号で、浸水が確認されている。強風対策も必要と考える。 | 平成30年台風第21号において、ＩＲ予定区域は浸水していません。  なお、ＩＲ予定区域につきましては、満潮時の津波予測高さや高潮予測高さに対して十分な地盤高さを確保することとしています。 | 1 |
| 95 | ４．安心して滞在できるまちの実現 | 「ソフト対策やハード対策に取り組み」とあるが、安全確保のため、ＩＲ事業者へ整備を求めるもの、大阪府市が取り組むものについて具体的に示すべき。 | ＩＲ事業者に整備を求めるものとしては、避難場所・帰宅困難者対策、多言語での情報提供、飲料水・食料等の備蓄、非常時のエネルギー自立対策などです。また、大阪府市が取り組むものとしては、夢洲における消防署や警察署の設置、津波や高潮に対して十分な地盤高さの確保などです。なお、夢洲へのアクセスとなるトンネルや橋梁は十分な耐震性を確保していることを確認しています。 | 1 |
| 96 | ４．安心して滞在できるまちの実現 | 夢洲はゴミで埋め立てられた人工島であり、ダイオキシンやPCBの危険が指摘されている。地盤沈下の恐れもあり集客施設を作るべきでない。 | ＩＲ予定区域を含む夢洲の2・3区は、国の法律等に基づき定めた基準を遵守した浚渫土砂、陸上残土を受け入れている場所です。  集客施設につきましては、ＩＲ事業者において、地盤特性に応じて整備されます。 | 7 |
| 97 | ４．安心して滞在できるまちの実現 | 夢洲はゴミ捨て場として有害な物質もたくさん埋められており、安全の確保は非常に困難で、健康被害の心配や莫大な財政投入が必要になると聞いているがどうなのか。 | ＩＲ予定区域を含む夢洲の2・3区は、国の法律等に基づき定めた基準を遵守した浚渫土砂、陸上残土を受け入れている場所です。 | 1 |
| 98 | ４．安心して滞在できるまちの実現 | 環境アセスメントを実施し公表すべき。 | 環境アセスメントにつきましては、大阪市条例に基づき、ＩＲ事業者により、今後の事業進捗にあわせて実施される予定であり、その内容及び結果につきましては、大阪市HPで公表されます。 | 7 |
| **３．懸念事項と最小化への取組み** | | | | |
| 99 | １．全般 | 「大阪ＩＲ基本構想」（案）は懸念事項について網羅的に対策が進められていると評価。 | 引き続き必要な対策を講じ、懸念事項を最小化するよう取り組んでいきます。 | 1 |
| 100 | １．全般 | 「大阪ＩＲ基本構想」（案）はカジノが生む様々な有害な影響の排除に必要な措置が不十分。 | 懸念事項対策につきましては、その最小化に向けて、関係機関等と連携しながら様々な検討を進め、「ＩＲ整備法」による規制に加え、大阪独自の対策として、想定される取組みをとりまとめております。  今後も引き続き、懸念事項の最小化に向けた取組みを進めてまいります。 | 8 |
| 101 | １．全般 | 懸念事項の最小化への取組みについて、どのくらいの費用がかかるのか。その予算は税金か、ＩＲ事業者が負担するのかを示すべき。 | ギャンブル等依存症などの懸念事項対策につきましては、入場料納入金等の活用を想定しておりますが、今後、区域整備計画の策定にあたって、カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うため、大阪府市、ＩＲ事業者が実施する必要な施策及び措置につきまして、その費用の見込みも含め、検討を進めてまいります。 | 2 |
| 102 | ２．ギャンブル等依存症対策 | ギャンブル依存症対策が不十分であり、充実すべき。 | 「大阪ＩＲ基本構想」（案）においては、「ＩＲ整備法」による規制に加え、大阪独自の対策として、想定される取組みをとりまとめております。  今後も引き続き、懸念事項の最小化に向けた取組みを進めてまいります。 | 6 |
| 103 | ２．ギャンブル等依存症対策 | 本人の申告によらない収入等を踏まえた賭け金上限額の規制や滞在時間の上限の設定、特定貸付業務の排除、ギャンブル行動をする人への助言や警告、行動追跡による注意喚起などの対策も考えられておらず対策が不十分である。 | 大阪独自の対策として、ＩＣＴ・ＡＩ技術を活用した先進的な依存症対策研究を推進するとともに、「ＩＲ整備法」の規制に加え、府市独自にＩＲ事業者に対して、本人申告による賭け金額や滞在時間の上限を設けることや、24時間対応可能な相談窓口の設置などの対策を求めていくこととしております。  今後も引き続き、懸念事項の最小化に向けた取組みを進めてまいります。 | 60 |
| 104 | ２．ギャンブル等依存症対策 | 依存症対策のトップランナーをめざすといいながら、予算は平成31年度でもＩＲ立地予算の1割にも満たない状況で十分とは言えない。カジノ解禁にあわせて対策費用としてどれだけ増額が必要であることすら示されておらず、ギャンブル依存症対策に真摯に取り組んでいるとはいえない。 | 懸念事項対策につきましては、その最小化に向けて、関係機関等と連携しながら様々な検討を進め、「ＩＲ整備法」による規制に加え、大阪独自の対策として、想定される取組みをとりまとめております。  今後も引き続き、懸念事項の最小化に向けた取組みを進めてまいります。 | 7 |
| 105 | ２．ギャンブル等依存症対策 | 国のＩＲ実施法によるギャンブル依存症及び多重債務対策としての規制は極めて不十分。 | 7 |
| 106 | ２．ギャンブル等依存症対策 | ギャンブル等依存症対策が抽象的で実効性があるといえない。依存症対策のトップランナーをめざすとあるが、ギャンブル等依存症対策基本法にある基本政策と変わらない。 | 2 |
| 107 | ２．ギャンブル等依存症対策 | 大阪府市がギャンブル依存症対策にどう取り組むのか示すべき。 | 1 |
| 108 | ２．ギャンブル等依存症対策 | 現段階で大阪がどういう対策を行っているのかを示すべき。また、不十分な国の対策についての大阪府の所見を求めたい。 | ＩＲ基本構想（案）の43～46ページにおいて、大阪府市・関係機関の現在の取組みをお示ししています。また、「ＩＲ整備法」による規制に加え、大阪独自の対策として、想定される取組みをとりまとめております。  今後も引き続き、懸念事項の最小化に向けた取組みを進めてまいります。 | 1 |
| 109 | ２．ギャンブル等依存症対策 | カジノ業者への依存症対策を謳っているが、カジノ被害の方への責任は大阪府が負わないといけない。 | ギャンブル等依存症につきましては、発症・進行・再発の各段階に応じた防止・回復のための対策として、予防啓発や相談支援体制の充実、治療体制の強化などに取組んでいきます。 | 1 |
| 110 | ２．ギャンブル等依存症対策 | 大阪モデルの実現において、「既存の依存症者も含め最小化」と記載があるが、都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画を策定される健康医療部とは、今後ＩＲ開業前の段階でどのような連携を取るか示されたい。 | 健康医療部とは、事業の企画、実施、進捗状況等につきまして情報共有し、内容等の調整を行っております。 | 1 |
| 111 | ２．ギャンブル等依存症対策 | ギャンブル等依存症対策として下記の取組みを提案。  ・賭け金額について収入等を参照して一定額に制約  ・滞在時間の上限の事前申告  ・カジノの営業時間の短縮、深夜営業の禁止  ・特定資金貸付の禁止  ・カジノでの酒類提供の禁止 | 大阪府市においては、ＩＲ整備法に加えて独自に本人の申告によるカジノでの賭け金額や滞在時間の上限設定などの取組みをIR事業者に求めていくこととしています。  今後、国において設置されるカジノ管理委員会の規則等も踏まえ、適切に対応してまいります。 | 14 |
| 112 | ２．ギャンブル等依存症対策 | ギャンブル依存症対策の効果を把握するために、目標を定量的に示すべき。 | 大阪府市においては、「IR整備法」に加えて、独自にギャンブル依存症対策をIR事業者に求めていくこととしています。  今後、国において設置されるカジノ管理委員会の規則等を踏まえ、IR事業者の取組の状況や目標の達成状況について、その実績を示すデータを継続的に把握し、適切に対応してまいります。 | 5 |
| 113 | ２．ギャンブル等依存症対策 | カジノへの入店回数制限だけでなく、既存のギャンブルを含む全ての施設で、統一的に入場・入店を確認する制度を作るべき。 | 国が定める「ギャンブル等依存症対策基本計画」によると、既存のギャンブルの各関係事業者においてアクセス制限を講ずることとしています。 | 1 |
| 114 | ２．ギャンブル等依存症対策 | 依存症対策について、個人の自由権、プライバシー権にもっと配慮すべき。シンガポール並みの管理体制が敷かれるなら深刻な人権侵害にあたる。 | 個人の自由権、プライバシー権等につきましても配慮しながら、依存症対策を推進していきます。 | 1 |
| 115 | ２．ギャンブル等依存症対策 | ギャンブル依存症に関する理解や啓蒙、対策に対する合意形成の活動が構想に入っていない。特に、医療関係者や依存症患者、家族を支援するNGOなどの市民団体との協働政策を記載するべき。 | 広く府民に依存症に関する正しい知識を普及することや、公聴会等の開催を通じ、住民の合意形成に努めてまいります。また、民間団体の活動に対する支援につきましては、「大阪ＩＲ基本構想」（案）の45～46ページにおいて、記載しております。 | 3 |
| 116 | ２．ギャンブル等依存症対策 | ギャンブル依存症対策において、ＩＲ区域内外での行動データ分析など最新技術を活用した効果的な対策づくりを期待する。 | ＩＣＴ・ＡＩ技術を活用した先進的な依存症対策研究を想定しており、内容につきましては現在検討中です。 | 1 |
| 117 | ２．ギャンブル等依存症対策 | ギャンブル依存症対策（行動データを活用した学術研究）と記載があるが、ゲーミング区域内での行動データの収集は、どのようなツール・仕組みで実施することを想定しているのか示してほしい。 | 1 |
| 118 | ２．ギャンブル等依存症対策 | ギャンブル依存症対策について、府市の対策、責任、補償を明らかにすべき。ギャンブル依存症対策について、カジノ事業者がその責任を負わなかった際の罰則および補償金額を明らかにすべき。 | ＩＲの整備に関係する地方公共団体は、「ＩＲ整備法」により、カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うために必要な施策を策定し、実施する責務を負います。 またＩＲ事業者が責任を負わなかった際の監督処分につきましても、同法において規定されております。 | 1 |
| 119 | ２．ギャンブル等依存症対策 | ギャンブル等依存症の対策として啓発事業や、専門治療部門の設置などがあげられているが、必要経費を示されたい。 | 今後、区域整備計画の策定にあたって、カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うため大阪府市、ＩＲ事業者が実施する必要な施策及び措置につきまして、その費用の見込みも含め、検討を進めてまいります。 | 1 |
| 120 | ２．ギャンブル等依存症対策 | カジノによるギャンブル依存症者がでると予測しているかを明らかにすべき。 | カジノによる依存症者の予測をお示しすることは困難と考えております。今後も引き続き、懸念事項の最小化に向けた取組みを進めてまいります。 | 2 |
| 121 | ２．ギャンブル等依存症対策 | ギャンブル依存症の症状を判断する基準をしめすべき。 | 世界保健機関（WHO）が公表する国際疾病分類の第11回改訂版（ICD-11）や、アメリカ精神医学会の「精神疾患の分類と診断の手引き」(DSM-V) などにおいて、ギャンブル等依存症の診断基準が示されております。 | 4 |
| 122 | ２．ギャンブル等依存症対策 | パチンコなどギャンブル依存症が問題になっており、「カジノ」を誘致しないことが一番の予防となる。 | ＩＲの立地により、民間事業者による建設投資や運営による経済波及効果、雇用創出効果が期待できますが、一方で、カジノ施設の設置による懸念事項への対策を講じる必要があると認識しており、ＩＲ誘致をめざす自治体として、懸念事項の最小化に向けた取り組みを進めてまいります。 | 5 |
| 123 | ２．ギャンブル等依存症対策 | ギャンブル依存症対策として示しているものについて、対策として十分なのか根拠を示して欲しい。 | 懸念事項対策につきましては、その最小化に向けて、関係機関等と連携しながら様々な検討を進め、「ＩＲ整備法」による規制に加え、大阪独自の対策として、想定される取組みをとりまとめております。  今後も引き続き、懸念事項の最小化に向けた取組みを進めてまいります。 | 5 |
| 124 | ２．ギャンブル等依存症対策 | 都道府県ギャンブル等依存症等対策推進計画と、カジノとの関連について考えをしめしてほしい。 | 国においては、カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響を排除するため、「ＩＲ整備法」及び関係法令等において、カジノに対する世界水準の規制を導入するとともに、ギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進するため、ギャンブル等依存症対策基本法を制定しました。同法では、政府に対し、ギャンブル等依存症対策推進計画の策定を義務付けるとともに、都道府県に対し、当該都道府県の実情に即した都道府県ギャンブル等依存症等対策推進計画の策定に努めるよう定めています。 | 1 |
| 125 | ２．ギャンブル等依存症対策 | ギャンブル等依存症対策に対する取り組みとして行政内の各部局や外部医療機関等との調整が必要かと考えるが調整を行う主体は誰か示すべき。 | ギャンブル等依存症対策は啓発、相談、治療、回復支援等につきまして各部局の所掌に応じて取組んでいます。 | 1 |
| 126 | ２．ギャンブル等依存症対策 | 「ギャンブル依存症にならないために」のパンフを高校生に配るべきでない。 | ギャンブル等にのめりこみ、治療に訪れる人の多くが、20歳頃からギャンブル等を開始しているとの報告があり、その一歩手前の年齢である高校3年生にギャンブル等依存症の基礎的な知識を知っていただくことがギャンブル等依存症の予防に効果的であると考えられることから、府内の高校3年生に配布しているものです。 | 2 |
| 127 | ２．ギャンブル等依存症対策 | ギャンブル等依存症対策研究会は、業者寄りのメンバーであるのであれば廃止すべき。 | ギャンブル等依存症対策研究会は、学識者・医療従事者に加え、依存症者の家族や民間支援機関等の助言を得ながら調査・研究を行っています。 | 1 |
| 128 | ３．治安・地域風俗対策 | 暴力団対策やマネーロンダリング対策が具体的でない。 | 今後、国から示されるカジノ管理委員会規則等を踏まえ、大阪府警察とも連携を図りながら、適切に対応してまいります。 | 60 |
| 129 | ３．治安・地域風俗対策 | 治安・地域風俗環境対策について、具体的にどのような枠組みを構築させるのか示すべき。 | 1 |
| 130 | ３．治安・地域風俗対策 | 治安・地域風俗対策として下記の取組みを提案。  ・カジノ内での金銭移動について常時、追跡ができるようにするべき  ・カジノ事業に係るシステムは、反社会的勢力に属する人物の情報など、気密性の高い情報を取り扱うため、高いセキュリティレベルを担保すべき  ・反社会的勢力に属する人物への入場制限措置に関して、国内三事業者間で差が出ないよう、共通した情報を持つべき  ・事業者間での不適格者・入場禁止対象者の判断基準統一を図るため、カジノ管理委員会若しくは、カジノ管理委員会委任の第三者機関による統一基準を整備すべき | 5 |
| 131 | ３．治安・地域風俗対策 | カジノ目当てで集まってくる人々で大阪の治安・風俗が乱れることを懸念。 | 大阪府及び大阪府警察においては、夢洲における警察署の設置や、警察官の増員などの検討を進め、警察力の強化を図るとともに、ＩＲ事業者に対しては、マネー・ローンダリング対策や暴力団排除等の徹底など、自主的かつ万全の防犯・警備体制の整備を求め、良好な治安及び善良な地域風俗環境の確保のため、実効性のある具体策を実施してまいります。 | 32 |
| 132 | ３．治安・地域風俗対策 | 民泊の「弊害」を懸念。 | 大阪府では、健全な民泊サービスの普及の促進を図るため、保健所設置市が行う施設等に対する調査指導に対し、補助金を交付するなどの取組みを行っているところです。 | 29 |
| 133 | ３．治安・地域風俗対策 | カジノを解禁したら、「大阪ＩＲ基本構想」（案）に記載の規制を行ったとしても、暴力団の資金源となり、マネーロンダリングの弊害を除去することは不可能である。 | 今後、国から示されるカジノ管理委員会規則等を踏まえ、大阪府警察とも連携を図りながら、適切に対応してまいります。 | 7 |
| 134 | ３．治安・地域風俗対策 | 府がカジノを暴力団体に関わらずに運営できるとは思えない。 | 1 |
| 135 | ３．治安・地域風俗対策 | 治安環境の変化をどのように計るのか示すべき。 | 1 |
| **４．ＩＲ立地による効果** | | | | |
| 136 | １．地域経済振興 | 関西が強みとするライフサイエンス・健康・ヘルスケア産業と総合サービス産業であるＩＲ産業の融合によるWell-Being産業発展に大阪ＩＲが寄与する仕組みづくりを期待する。 | 「大阪ＩＲ基本構想」（案）では、ＭＩＣＥ拠点の形成などにより世界のビジネス交流拠点となることで、新たなビジネスマッチングや異業種交流が促進され、大阪が強みを有する分野などにおいて、イノベーションや新産業創出に寄与するものと考えております。  また、事業コンセプト募集（ＲＦＣ）においても、地域経済の振興及び地域社会への貢献に関する取組みとして、ＩＲ事業者に対し、地域経済及び地域社会の発展に向けた取組みを積極的に進めることや、大阪府・市及び経済界と連携してこれらに取り組むこと、連携のための協議体が設けられた場合にはこれに参画し、積極的な役割を果たすことを求めているところです。  今後、事業者公募（ＲＦＰ）を通じて、ＩＲ事業者から提案される具体的な事業内容も踏まえながら、地域経済・産業振興につきまして検討してまいります。 | 1 |
| 137 | １．地域経済振興 | ＩＲ内にWell-Being産業の先端技術・サービスの「共創拠点」を設置するべき。 | 「大阪ＩＲ基本構想」（案）では、ＭＩＣＥ拠点の形成などにより世界のビジネス交流拠点となることで、大阪・関西が強みを有する分野などにつきまして、イノベーションや新産業創出に寄与していきたいと考えております。  また、事業コンセプト募集（ＲＦＣ）においても、地域経済の振興及び地域社会への貢献に関する取組みとして、ＩＲ事業者に対し、地域経済及び地域社会の発展に向けた取組みを積極的に進めることや、大阪府・市及び経済界と連携してこれらに取り組むこと、連携のための協議体が設けられた場合にはこれに参画し、積極的な役割を果たすことを求めているところです。  今後、事業者公募（ＲＦＰ）を通じて、ＩＲ事業者から提案される具体的な事業内容も踏まえながら、地域経済・産業振興につきまして検討してまいります。 | 1 |
| 138 | １．地域経済振興 | 大阪ＩＲが関西におけるイノベーション創出の拠点となるようＩＲ事業者を含めた体制作りを求める。 | 1 |
| 139 | １．地域経済振興 | 夢洲におけるエコシステムの形成のために、ＩＲ事業者も協力した、「産官学コンソーシアム」を設立するべき。 | 1 |
| 140 | １．地域経済振興 | ＩＲ区域外においても納付金の活用も含め、様々なインキュベーション支援体制を検討すべき。 | 「ＩＲ整備法」では、ＩＲ整備の目的として、観光及び地域経済の振興に寄与することなどが掲げられるとともに、納付金の使途につきましても、法の目的の達成や社会福祉の増進、文化芸術の振興などに関する施策に充てることとされております。  大阪府市としても、納付金等を、持続的な経済成長を促す地域経済振興や産業創出への活用など、大阪の成長や投資に向けて広く活用することなどにより、さらなる都市の向上と国際競争力の向上を図り、大阪・関西の持続的な成長につなげていきたいと考えています。  また、事業コンセプト募集（ＲＦＣ）においても、地域経済の振興及び地域社会への貢献に関する取組みとして、ＩＲ事業者に対し、地域経済及び地域社会の発展に向けた取組みを積極的に進めることなどを求めているところです。 | 1 |
| 141 | １．地域経済振興 | 産業クラスターの集積として８拠点が挙げられているが、「２．大阪ＩＲのめざす姿」には、それらへの波及効果等が謳われていない。 | 「大阪ＩＲ基本構想」（案）のP21において、P11に掲げているような、大阪・関西が強みを有する産業や先端技術を発信する展示会など、大阪・関西の経済成長をけん引するＭＩＣＥの誘致・開催をめざすこととしております。  また、その効果としては、ＭＩＣＥ拠点の形成などにより世界のビジネス交流拠点となることで、新たなビジネスマッチングや異業種交流が促進され、イノベーションや新産業創出に寄与するものと考えております。 | 1 |
| 142 | １．地域経済振興 | 下記の理由によりＩＲは経済効果があると考える。 ・観光分野の成長は地域経済の発展、雇用の創出において重要 ・大阪・関西から首都圏への人口転出超過が続いており、特に若年層の転出傾向が顕著なため、ＩＲ関連で新産業が生まれ、この流れを変えるエンジンの一つになる | ＩＲは、世界中から人・モノ・投資を呼び込み、大阪・関西の持続的な経済成長のエンジンとなるものです。  ＩＲの立地による新たな消費需要の増加等に伴い、地元企業を中心とした様々な産業分野へのプラスの波及効果や、ＭＩＣＥ推進による新たな産業の創出・振興などが期待されるところです。また、運営時における近畿圏への経済波及効果として年間7,600億円、雇用創出効果として年間8.8万人と試算しているところです。 | 2 |
| 143 | １．地域経済振興 | 下記の理由によりＩＲは経済効果がないと考える。  ・ＩＲ内で需要が完結し、周囲への経済効果は限定的  ・カジノで消費されなければ近隣の観光施設やレストランなどで有益に消費される  ・競馬など既存のギャンブルの運営が立ち行かなくなる  ・海外の資本が儲かるだけで日本には経済効果がない  ・コンテナヤードの拡張ができなくなり、物流の弱体化し、モノづくりの将来に影をおとす  ・地元民に培われてきた商文化が観光商業に変貌してしまう  ・大阪の魅力が損なわれる。イメージが悪くなる | 大阪・夢洲に世界最大級の投資を呼び込み、世界最高水準の成長型ＩＲを実現することにより、大阪への来訪者をはじめ、ＭＩＣＥの開催の大幅な増加が見込まれるなど、ＩＲは世界中から新たに人・モノ・投資を呼び込むものであります。  また、大阪・夢洲の立地を生かし、世界と日本各地をつなぐハブとして、ＩＲから府内はもとより、関西・西日本・日本各地に観光客を送り出すことなどにより、ＩＲ立地の効果を相乗的に波及させることができると考えております。  ＩＲの立地による新たな消費需要の増加に伴い、様々な産業分野へのプラスの波及効果が期待されるなど、ＩＲは非常に大きな経済波及効果や雇用創出効果が見込まれるものです。 | 99 |
| 144 | １．地域経済振興 | 公共として下記について力をいれるべき  ・府民消費を増大させる施策を行うべき  ・ものづくり産業に力を入れるべき  ・学校のブロック塀の対応を完了させるべき  ・農業・工業を育成・発展させるべき ・保育、教育、介護、年金、医療、貧困対策などの福祉分野に力をいれるべき  ・道路、公園などの環境整備を図るべき  ・中小、零細企業対策に力を入れるべき  ・耐震、治水などの防災対策に力をいれるべき  ・芸能、芸術分野などに予算をかけるべき  ・世界遺産に登録された百舌鳥・古市古墳群に力をいれるべき  ・大阪府内にある遊郭（飛田、今里、滝井、信太山新地など）を一掃すべき  ・最低賃金のアップを行うべき  ・ＭＩＣＥで活躍する人材を育成するために、英語だけでなく国連の６言語や文化、社会を深める教育を小中一貫校で実践べき | 「ＩＲ整備法」では、ＩＲ整備の目的として、観光及び地域経済の振興に寄与することなどが掲げられるとともに、納付金の使途につきましても、法の目的の達成や社会福祉の増進、文化芸術の振興などに関する施策に充てることとされております。  大阪府・市としても、納付金や入場料を、ギャンブル等依存症対策などの懸念事項対策をはじめ、子育てや教育、福祉、観光振興など、住民福祉の増進や大阪の成長や投資に向けて広く活用することなどにより、府民の暮らしの充実やさらなる都市の向上と国際競争力の向上を図り、大阪・関西の持続的な成長につなげていきたいと考えています。 | 60 |
| 145 | ２．地域の振興・発展 | カジノへの就業機会について発信する予定はあるか。 | ＩＲは民設民営の事業であるため、ＩＲでの雇用につきましては、ＩＲ事業者により情報発信されるものと考えております。 | 1 |
| 146 | ２．地域の振興・発展 | アメリカのカジノ都市では、正規職員ではなく非正規で雇われるため、ワーキングプアが増え貧困率が高いという現実がある。それをどう考えているのか。 | ＩＲの立地により、付加価値の高いサービスを提供するための質の高い仕事の創出が期待されます。 　事業コンセプト募集（ＲＦＣ）においても、質の高い雇用の創出や働きやすい雇用環境の確保に努めるようＩＲ事業者に対して取組みを求めているところです。 | 1 |
| 147 | ２．地域の振興・発展 | 若者の就労機会が増えるとのことだが、ＩＲでは期間従業員としてではなく、正規雇用できちんとした待遇で雇ってもらえるのか。 | ＩＲは非常に多くの雇用を生み出す民設民営の事業です。  そのため、「大阪ＩＲ基本構想」（案）では、多様な人材の活躍の場が拡大できるよう、事業コンセプト募集（ＲＦＣ）においても、質の高い雇用の創出や働きやすい雇用環境の確保に努めるようＩＲ事業者に対して取組みを求めているところです。 | 1 |
| 148 | ２．地域の振興・発展 | 介護人材不足が課題とされている。ＩＲでの人材確保と介護の人材確保をどう両立させるのか。 | 事業コンセプト募集（ＲＦＣ）において、ＩＲ事業者に対してＩＲの開業に伴う大規模雇用にあたっては、計画的な雇用対策に取り組むよう求めているところです。 | 1 |
| 149 | ２．地域の振興・発展 | ＩＲ事業主体（コンソーシアム）への大阪企業の参画、3号と4号施設の計画策定への大阪企業の関与を府市の方針とし、それを「大阪ＩＲ基本構想」（案）で明記すべき。 | 国の「特定複合観光施設区域整備法に係る説明会における質疑応答の概要」によりますと、特定の企業（地元の有力企業等）がコンソーシアムに参画することを選定の要件とすることは、オープンアクセスの確保に反するため認められないとされております。 | 1 |
| 150 | ２．地域の振興・発展 | 滞在型観光の推進には、欧米の観光大国を参考に実態と振興のための環境条件を調査検討すべき。 | 大阪・関西は、奈良や京都といった古くからの都の存在や、6つの世界遺産等の豊富な観光資源の集積など、非常に大きなポテンシャルを有しております。また、大阪は関西の中心に立地し、瀬戸内海とも隣接しております。  「大阪ＩＲ基本構想」（案）では、滞在型観光の推進に向けて、こうした特性を活かしていくとともに、夢洲ならではの特性を活かし、世界中の人が訪れたくなる非日常を感じられる都市型のリゾート空間を創出するとともに、あらゆる人が快適に長期滞在を楽しめる上質な施設やサービスを提供することをめざしています。 | 2 |
| 151 | ２．地域の振興・発展 | インバウンドを増加させるために、大阪の歴史や文化をアピールするとともに、外国語表記を増やすべき。 | 「大阪ＩＲ基本構想」（案）では、大阪・関西・日本が育んできた伝統、文化、芸術など、長い歴史に裏打ちされるコンテンツや、現代に生きる日本発祥のコンテンツに気軽に触れられる施設を整備し、大阪・関西・日本の魅力を効果的な手法で発信することをめざしています。  訪日外国人旅行者の受入にあたっては、事業コンセプト募集（ＲＦＣ）においても、ＩＲ事業者に対し、案内表示や各種サービスの多言語対応（通訳要員の配置や災害時の対応を含む）、ピクトグラムの統一、無料公衆無線ＬＡＮ環境の整備、多様な宗教・文化に配慮したサービス提供などに取り組み、訪日外国人旅行者がストレスなく快適に観光・滞在を満喫できる環境整備を行うことを求めております。  また、大阪府市では「大阪都市魅力創造戦略2020」に基づき、歴史や文化をはじめ大阪の様々な魅力を発信するとともに、多言語対応の強化など、インバウンドの受入環境の整備を進めているところです。 | 3 |
| 152 | ２．地域の振興・発展 | 観光客を増やすためには、隣国と互いの歴史や文化を尊重しあい、大阪や近接地の伝統ある文化を大事にすることが鍵と考える。 | 国の「特定複合観光施設区域整備推進会議取りまとめ」によりますと、日本型ＩＲ においては、日本ならではの伝統・文化・芸術・先端技術、さらには四季の自然や全国各地の様々な魅力を、VR 等の最先端技術も駆使して紹介することで、外国人旅行客が日本のファン・リピーターとなることが期待されることなどが掲げられております。  「大阪ＩＲ基本構想」（案）でも、ＩＲ内に魅力増進施設を設置し、大阪・関西・日本が育んできた伝統、文化、芸術などの魅力を効果的な手法で発信することをめざしています。  今後、魅力増進施設につきまして、ＩＲを訪れる来訪者のニーズを踏まえるとともに、言語、文化の違いにも配慮のうえ、事業者公募（ＲＦＰ）を通じてＩＲ事業者に具体的な提案を求め、訪日外国人の増加につなげてまいりたいと考えております。 | 1 |
| 153 | ２．地域の振興・発展 | 大阪の魅力としては、歴史や文化、伝統産業などの観光資源だけでなく庶民のまちの魅力も含め広くとらえるべき。 | 「大阪ＩＲ基本構想」（案）では、大阪・関西・日本が育んできた伝統、文化、芸術など、長い歴史に裏打ちされるコンテンツや、現代に生きる日本発祥のコンテンツに気軽に触れられる施設を整備し、大阪・関西・日本の魅力を効果的な手法で発信することをめざしております。  今後、事業者公募（ＲＦＰ）を通じて、大阪・関西・日本の伝統、文化、芸術などの発信内容や手法につきまして、ＩＲ事業者の自由で斬新な発想により具体的な提案を求めていきたいと考えております。 | 1 |
| 154 | ２．地域の振興・発展 | オーバーツーリズムの問題があり、観光地に住む人と観光客の共生・相互理解を進めていくことが求められる。責任ある対応策を明確に示すべき。 | 国では、訪日外国人旅行者数を2030年に6,000万人、同旅行消費額を2030年に15兆円との目標を掲げており、日本型ＩＲは、その目標達成を後押しすることが目標とされております。  一方、近年のオーバーツーリズムへの関心の高まりを受けて、観光庁では、2019年6月に「持続的な観光先進国に向けて」を取りまとめたところです。  大阪府市では、「大阪都市魅力創造戦略2020」に基づき、世界有数の国際都市を目指した受入環境整備として、観光客と地域住民相互の目線に立った受入環境整備を推進しているところですが、今後の国の検討状況等を踏まえながら、検討を進めていきたいと考えております。 | 2 |
| 155 | ３．納付金・入場料等の活用 | ＩＲ（カジノ）の収益は府民の福祉にどう還元されるのか。 | 大阪府市としても、納付金や入場料を、ギャンブル等依存症対策などの懸念事項対策をはじめ、子育てや教育、福祉など、住民福祉の増進等に活用することなどにより、府民の暮らしの充実やさらなる魅力の向上などにつなげていきたいと考えております。 | 2 |
| 156 | ３．納付金・入場料等の活用 | 納付金は下記に使うべき。  ・地域中小規模商店での購買にインセンティブを持たせた地域マネーの立ち上げなどに使うべき。  ・大阪のみならず関西の、観光・文化振興や人材育成、観光インフラ等の整備に使うべき。 | 「ＩＲ整備法」では、納付金の使途につきまして、観光の振興や地域経済の振興、社会福祉の増進、文化芸術の振興などに関する施策に充てることとされております。  大阪府市としても、納付金や入場料を、観光振興や文化芸術・スポーツの振興、地域経済振興など、大阪の成長や投資に向けて広く活用することなどにより、さらなる都市魅力の向上と国際競争力の向上を図り、大阪・関西の持続的な成長につなげていきたいと考えております。 | 2 |
| 157 | ３．納付金・入場料等の活用 | 賭博で負けた金で「カジノ税」が増える仕組みはおかしい。 | 国の「特定複合観光施設区域整備推進会議取りまとめ」によりますと、カジノにおける公租公課の基本原則として、カジノ収益を幅広く公益に還元すること、また世界最高水準の規制を行うための歳出増加につきましては、安定財源を確保することなどが掲げられております。  そうした基本原則のもと、固定的なカジノ管理委員会の経費に相当する定額部分とともに、諸外国の例に倣い、カジノ行為粗利益（ＧＧＲ）比例部分を合わせて徴収することとされております。 | 31 |
| 158 | ３．納付金・入場料等の活用 | 観光事業の振興やまちづくりなどを行政がカジノの収益に頼るのはおかしい。 | 「ＩＲ整備法」では、健全なカジノ事業の収益を活用して、国際競争力の高い魅力ある滞在型観光を実現し、観光及び地域経済の振興に寄与するとともに、財政の改善に資することが目的とされております。  大阪府市では、これまでも大阪の成長に向けた様々な取組みを進めてきましたが、納付金・入場料を、子育てや教育、福祉、観光振興など、住民福祉の増進や大阪の成長・投資に向けて広く活用することなどにより、さらなる都市魅力の向上や国際競争力の向上を図り、大阪・関西の持続的な成長につなげていきたいと考えております。 | 36 |
| 159 | ３．納付金・入場料等の活用 | カジノの日本人入場料6,000円について、閑古鳥となることは免れず、日本人にとっても差別的なので、早急に撤廃すべき。 | 入場料の賦課につきましては、「ＩＲ整備法」に規定されており、撤廃することはできません。なお、政府において、入場料を賦課するメリットとして、入場料の支払いを求めることにより、入場回数制限のための本人確認が確実におこなえること、カジノ施設への安易な入場を抑止できること、徴収した入場料を公益目的に還元できることとされています。 | 1 |
| 160 | ３．納付金・入場料等の活用 | メディアの報道では入場料は6,000円であったものが3千円に変わっているがどうなのか。 | 「ＩＲ整備法」では、カジノの入場料は、日本人等の入場者に対し、国と認定都道府県等が、それぞれ3,000円/回（24時間単位）を賦課することされており、合計で6,000円となります。  「大阪ＩＲ基本構想」（案）のP61は、大阪府市における入場料の収入見込みを試算しているため、3,000円/回とさせていただいております。 | 1 |
| 161 | ３．納付金・入場料等の活用 | カジノによる一時所得に対する申告漏れを防止し、市府民税が確実に徴収される仕組みについても盛り込むべき。 | カジノの一時所得にかかる税金の取扱いにつきましては、今後、国から示される方針等に従い、適切に対応してまいりたいと考えております。 | 1 |
| **５．地域の合意形成に向けた理解促進** | | | | |
| 162 | １．基本的な考え方 | カジノではなく大阪の芸能エンターテインメント拠点を全面にPRすべき。 | 「大阪ＩＲ基本構想」（案）では、夢洲のポテンシャルを最大限に活かし、あらゆる人が楽しめ、大阪ＩＲの象徴となるような、夢洲でしか体験できないエンターテイメントの実現をめざすこととしております。  このような大阪ＩＲのめざす姿につきましては、府民向けセミナー等を通じて周知を図っているところです。 | 1 |
| 163 | １．基本的な考え方 | ＩＲの姿を府民が正しく理解できるよう、写真を掲載すべき。また、カジノの写真も掲載すべき。 | 「大阪ＩＲ基本構想」（案）では、大阪ＩＲが有すべき機能・施設など、大阪ＩＲがめざす姿について、イメージ図等をお示ししておりますが、公正性・公平性の観点から、海外のＩＲの写真を掲載することは難しいと考えております。  なお、大阪府市で作成しているリーフレットでは、海外から観るＩＲの主な施設イメージを写真でお示ししているところです。  今後、ＩＲ事業者が決定した後には、具体的なＩＲ施設のイメージ等もお示しできるものと考えております。 | 2 |
| 164 | １．基本的な考え方 | 懸念事項への対応について、理解促進のための積極的な広報を期待する。 | ＩＲ誘致への府民理解の促進を図る上でも、懸念事項に対し万全の対策を講じていくことが大変重要であると考えており、「大阪ＩＲ基本構想」（案）に、懸念事項の最小化に向けた想定される取組みをとりまとめました。  今後は、区域認定申請に向けたプロセスに応じ、適切なタイミングで、多様な広報ツールを活用し、懸念事項への対策につきまして、広く情報発信し、府民の理解がより一層深まるよう取り組んでいきます。 | 1 |
| 165 | １．基本的な考え方 | 資料を工夫するなど、理解促進のために積極的な周知を図るべき。 | これまで、知る・分かる・考える統合型リゾート（ＩＲ）セミナーや、経済団体等や大学を対象とした出前講座などを実施し、多くの方にＩＲの必要性や効果、懸念事項とその対策などを直接お伝えしています。今後、区域認定申請に向けたプロセスに応じ、適切なタイミングで、多様な広報ツールを活用し、できるだけ多くの方にＩＲに関する情報をお届けするなど、府民の理解がより一層深まるよう取り組んでいきます。 | 1 |
| 166 | １．基本的な考え方 | 「大阪ＩＲ基本構想」（案）を近隣の自治体に広く説明すべき。 | 周辺自治体への周知につきましては、これまで、府内市長会、町村長会の場を通じてご説明をさせていただいているところです。  今後も進捗に応じて、適宜、情報発信を行っていきたいと考えております。 | 1 |
| 167 | １．基本的な考え方 | 地元や日本企業など、経済界の意見も反映すべき。 | 大阪府市では、大阪・夢洲にＩＲを誘致するにあたり、大阪ＩＲ基本構想の策定や課題対策等につきまして幅広く検討するため、外部有識者・経済界で構成するＩＲ推進会議を設置いたしました。  同会議で積み重ねてきた議論も踏まえ、府市において「大阪ＩＲ基本構想」（案）を取りまとめさせていただいたところです。 | 1 |
| 168 | １．基本的な考え方 | 地域の合意形成について公聴会だけでは不足。 | 「ＩＲ整備法」においては、区域整備計画の作成にあたり、公聴会の開催その他住民の意見を反映させるために必要な措置を講じることが定められているほか、同法の附帯決議において、情報開示を通じ住民の合意形成に努めることが求められているところです。  ＩＲ推進局では、これまで、知る・分かる・考える統合型リゾート（ＩＲ）セミナーや、経済団体等や大学を対象とした出前講座などを実施するほか、広報媒体を活用した情報発信に取り組んできました。  今後も引き続き、区域認定申請に向けたプロセスに応じ、適切なタイミングで、できるだけ多くの方にＩＲに関する情報をお届けし、府民の理解がより一層深まるよう取り組んでいきます。 | 1 |
| 169 | １．基本的な考え方 | 自治体から住民への一方的な情報伝達だけではなく、住民の意思の把握のため、意見聴取を行うことが必要。合意形成のあり方について具体的に記載すべき。 | 「ＩＲ整備法」においては、区域整備計画を作成にあたり、公聴会の開催その他住民の意見を反映させるために必要な措置を講じることが定められています。  公聴会の開催方法等につきまして具体的には定められておりませんが、他の制度や手続きの例も参考にしながら、適切に対応していきます。 | 15 |
| 170 | １．基本的な考え方 | ＩＲ推進会議のメンバーはカジノ導入反対の識者はおらず、住民からの意見聴取の機会を経ず、本構想案が策定されている。本パブリックコメントの前にコンセプト募集を開始していることから、ＩＲ実施法の住民の合意形成に努めるとした精神から離れている。 | 事業コンセプト募集（ＲＦＣ）につきましては、ＩＲ事業者側のプラン構築の加速化等を目的に実施したものですが、「ＩＲ整備法」に基づく事業者公募（ＲＦＰ）にあたっては、今回のパブリックコメントを経て策定される「大阪ＩＲ基本構想」や今後策定する実施方針に基づき、実施してまいります。  いずれにいたしましても、ＩＲの誘致にあたっては、地域の合意形成が重要であることから、大阪府・市の考えるＩＲにつきましての正しい情報発信に努め、理解促進を図る必要があると考えております。そのため、今後も引き続き、セミナーや広報媒体等を通じて府民全体、地元企業、大学生などを対象に丁寧な情報発信を行ってまいります。 | 9 |
| 171 | １．基本的な考え方 | 区域整備計画案策定にあたって、大阪府民および大阪市民による住民投票を実施すべき。カジノの是非について住民投票を行うべき。 | 「ＩＲ整備法」においては、区域整備計画を策定しようとするときは、公聴会を開催する等住民の意見を反映させるために必要な措置を講じることや、区域整備計画の認定申請にあたっては議会の議決を経ることが定められているところであり、法を踏まえ適切に対応していきたいと考えております。  地域の合意形成は重要であることから、今後とも、府民・市民の理解促進を図る取組みをしっかりと進めてまいります。 | 70 |
| **６．スケジュール等** | | | | |
| 172 | １．スケジュール | 下記の取組みを行い、早期の開業をめざすべき。  ・事前準備を全力で取り組む  ・ＩＲ開発に必要な手続き（環境アセスメント、大規模建築物事前協議、開発許可、建築確認 等）や都市計画決定などの行政手続きは、対応する窓口の一元化等、行政が全面的にバックアップする  ・国、府市等からなる「夢洲開発整備本部（仮称）」を設置し官民による対話を実施することにより、建設工事等を短縮する | ＩＲの早期実現に向け、必要な行政手続きや関係窓口の明確化および工事の円滑な推進について、関係者間の連携を図ります。 | 1 |
| 173 | １．スケジュール | 夢洲における国際観光拠点の形成のため、万博開催前までのＩＲ開業は必須と考える。 | 大阪府市では、早い段階から府市及びＩＲ事業者の相互理解を深めるとともに、各種準備、検討の加速化を図り、速やかな事業者公募（ＲＦＰ）の実施につながるよう、「ＩＲ整備法」に基づく事業者公募（ＲＦＰ）に先立ち、事業者から大阪ＩＲの具体的な事業コンセプト等の提案を募るＲＦＣを実施するなど、万博前の開業をめざしつつ、世界最高水準のＩＲの実現に向けて、できる限りの準備を進めているところです。 | 1 |
| 174 | １．スケジュール | ＩＲ開業に向けたスケジュールは拙速とならないように十分な期間をとるべき。 | 日本の経済成長と「観光先進国」日本の実現のためには、早期のＩＲ開業が必要であると考えております。  大阪府市では、これまでも事業コンセプト募集（ＲＦＣ）の実施など、「ＩＲ整備法」に基づく事業者公募（ＲＦＰ）に向けた準備をはじめ、ギャンブル等依存症などの懸念事項への対策などについて、他都市に先駆け、着実に準備を進めてきたところです。  今後も引き続き可能な準備を進め、万博前の開業をめざしつつ、世界最高水準のＩＲの実現に向けて取り組んでまいります。 | 11 |
| 175 | １．スケジュール | 2025年の万博までに開業できるか疑問。2024年開業の理由を示すべき。 | ＩＲは、世界中から人、モノ、投資を呼び込み、大阪・関西の持続的な経済成長のエンジンの一つとして、国際競争力の高い魅力ある滞在型観光を実現し、観光振興・地域経済振興に大きく寄与するものであり、早期の効果発現が望まれることから、早期のＩＲ開業をめざしているところです。  また、万博とは同じ夢洲での事業であり、集客面等において大きな相乗効果が期待できることから、万博前の開業をめざしつつ、世界最高水準のＩＲの実現に向けて取り組んでまいります。 | 3 |
| 176 | １．スケジュール | ＩＲの開業時期は万博に影響が出ないようにすべき。 | 大阪府市では、万博前の開業をめざしつつ、世界最高水準のＩＲの実現に向けて、現在、実施方針の作成や事業者公募に向けた準備を進めているところです。  なお、事業コンセプト募集（ＲＦＣ）では、大阪・関西万博に関して、建設工事や交通対策、施設運営等につきまして、密な連携・調整を図ることを求めております。 | 1 |
| 177 | １．スケジュール | 万博前の開業なら、スケジュールの中に万博開催と跡地の利用計画も記載すべき。 | 「大阪ＩＲ基本構想」（案）は大阪ＩＲのめざす姿などにつきまして記載したものであり、また、ＩＲと万博は独立した別個のプロジェクトであるため、万博に関しては記載しておりません。 | 1 |
| 178 | １．スケジュール | 開業が万博後になっても事業をすすめるのか。 | 大阪府市では、万博前も含めた、早期開業をめざしており、事業コンセプト募集（ＲＦＣ）でも、万博前の開業をめざしつつ、世界最高水準のＩＲの実現に向けて、事業者からの提案を募集したところです。  いずれにしましても、ＩＲは、世界中から人、モノ、投資を呼び込み、大阪・関西の持続的な経済成長のエンジンとなるものであることから、早期の開業をめざしてまいります。 | 2 |
| 179 | ２．事業者の公募・選定 | ＩＲ事業者の妥当性を示すべき。 | 事業者選定のあり方につきましては、国の「基本方針（案）」を踏まえ、大阪府市として、実施方針や事業者公募（ＲＦＰ）の募集要項で示していくこととしております。  今後も引き続き、府民の皆様の十分な理解を得るため、選定の公平性・公正性、選定過程の透明性の確保に向け検討を進めてまいります。 | 1 |
| 180 | ２．事業者の公募・選定 | 反社会的組織との関係が疑わしい事業者は排除すべき。反社会的勢力が一切本事業に関与していないことを裏付ける資料を開示すべき。 | 事業者選定のあり方につきましては、国の「基本方針（案）」を踏まえ、大阪府市として、実施方針や事業者公募（ＲＦＰ）の募集要項で示していくこととしております。  今後も引き続き、府民の皆様の十分な理解を得るため、選定の公平性・公正性、選定過程の透明性の確保に向け検討を進めてまいります。  なお、事業コンセプト募集（ＲＦＣ）においては、指定暴力団員等に該当しない者であることを参加資格要件としています。 | 2 |
| 181 | ２．事業者の公募・選定 | 事業者選定過程における透明性確保措置を行うべき。 | 事業者選定のあり方につきましては、国の「基本方針（案）」を踏まえ、大阪府市として、実施方針や事業者公募（ＲＦＰ）の募集要項で示していくこととしております。  今後も引き続き、府民の皆様の十分な理解を得るため、選定の公平性・公正性、選定過程の透明性の確保に向け検討を進めてまいります。 | 1 |
| 182 | ２．事業者の公募・選定 | 談合防止のための措置を行うべき。 | 1 |
| 183 | ２．事業者の公募・選定 | 事業者選定について、下記の取組みを行うべき。  ・選定プロセスは、３段階に分け、恣意性が排除されたプロセスを構築すること。各段階では、別々の体制（評価者）が担う  ・評価方式として、土地代や負担金等の多寡ではなく、ＩＲ自体への投資額を含めた地域社会への経済波及効果や事業計画で評価する  ・評価手法として、品質評価の数値化をより正確にするための手法（AHPなど）を導入する  ・評価体制として、事業者と利害関係のない「評価パネル」を設置する。選定に係るすべての議事を中継、評価パネルも公開すべき | 1 |
| 184 | ２．事業者の公募・選定 | ＩＲ事業と首長（松井氏、吉村氏）の支援事業者との間に収益関係がないことを示すべき。 | 1 |
| 185 | ２．事業者の公募・選定 | 事業者の決定に関する部分が、「事業者公募」→「事業者選定」で済まされている。何を基準に選ぶのか示すべき。 | 1 |
| **７．その他** | | | | |
| 186 | １．パブリックコメント | 構想の意見募集を歓迎・評価する。 | いただいたご意見を参考にさせていただきながら、ＩＲ実現に向けた検討を進めてまいります。 | 1 |
| 187 | １．パブリックコメント | パブリックコメント提出団体を集めたヒアリング等も実施すべき。 | 「大阪ＩＲ基本構想」（案）に対するパブリックコメントにつきましては、「大阪府パブリックコメント手続要綱」に基づき実施しています。 | 1 |
| 188 | ２．破綻リスク | 本事業失敗時の責任の所在を明らかにすべき。また、誰が補填するのか、税金を投入するのか示すべき。 | ＩＲは、公共ではなく、民間事業者の投資により設置・運営されるもので、事業者の責任によりＩＲ事業が遂行されるものです。  国の「基本方針（案）」においては、安定的・継続的なＩＲ事業の実施を確保する必要があり、こうした観点からＩＲ事業者の責任の履行確保の方法や、リスク及びその分担の在り方等を実施方針に示すことが求められています。このような点なども踏まえ、今後、より詳細な検討を進めていきます。 | 12 |
| 189 | ３．誘致にかかる事業 | 「ＩＲ事業化支援業務委託」の内容や使途を明示して欲しい。 | 夢洲でのＩＲ立地の前提となる開発条件・事業実施条件・公募プロセス等の検討・構築から、ＩＲ事業者の公募・選定、契約締結に至るまで、一貫して、金融・財務・法務・技術面等の専門知識・ノウハウを有するアドバイザーから支援を受けるもので、公募型プロポーザル方式により選定した事業者に委託しております。 | 5 |
| 190 | ３．誘致にかかる事業 | 「ＩＲ事業者募集に向けた調査業務（ボーリング調査委託等）」の調査内容を明らかにしてほしい。また、実施方針策定後に契約すべき。 | 土質試験や解析等調査およびその結果を踏まえた地盤関連情報の整理や夢洲北側水際線における静穏度の解析です。それらは、ＩＲ事業者募集に向け必要となる調査と考えています。 | 5 |
| 191 | ４．その他 | 二重行政が問題だと言っておきながら、提案資料が大阪市と大阪府の連名になっており、これこそ二重行政ではないか。 | 大阪市副首都推進局のホームページによると、二重行政とは、府市のそれぞれの考え方に基づき類似のサービスが行われ、大阪都市圏全体として最適となっていない状態とされております。  一方、ＩＲにつきましては、2016年12月にＩＲ推進法が成立したことを受け、大阪府と大阪市が共同で大阪府・大阪市ＩＲ推進局を設置し、府市が一体となって、ＩＲの誘致に取り組んでいるところです。 | 1 |
| 192 | ４．その他 | 2030年までの国際目標であるSDGsの目標(理念の具体化)、指標(目標の数値化)について、全章・全項目にわたり、具現化し整合性を明らかにすべき。 | 「大阪ＩＲ基本構想」（案）には、SDGsの中の「4.質の高い教育をみんなに」「8.働きがいも経済成長も」「9.産業と技術革新の基盤をつくろう」「11.住み続けられるまちづくりを」といった観点も盛り込んでおります。  指標（目標の数値化）につきましては、「ＩＲ整備法」に規定されております区域整備計画の実施の状況の評価と関連して、合致するものがあれば、今後検討してまいりたいと考えております。 | 1 |
| 193 | ４．その他 | カジノの解禁の影響は未知数であることから、実施から3年～5年程度の短期において、その現実的な経済効果や負の影響を検証し、必要に応じて法改正を含めたより効果的な規制を行うべき。 | 「ＩＲ整備法」においては、政府は区域整備計画の最初の認定日から起算して5年を経過した場合において、この法律の状況につきまして検討を加え、必要があると認められる場合は、所要の措置を講ずるものとされております。 | 1 |
| 194 | ４．その他 | 夢洲の全域は、国の総合特区として「関西イノベーション国際戦略特区」に指定されているが、ＩＲ事業に参入する事業者が、国税や地方税の免税・減免、金融面の支援などの特区支援の申請をした場合でも、ＩＲ事業は全て特区適用外という方針を明確にすべきである。 | 例えば、ＩＲ事業として想定されるＭＩＣＥ関連事業は、「総合特別区域法」（平成23年法律81号）上、「特定国際戦略事業」として定められております。  国税に関しては、最終的に、国が総合特区の事業認定を行うため、仮にＩＲ事業に参入する事業者が特区事業の申請を求めた場合でも、「特定国際戦略事業」として特区適用がされるかどうかは国の判断事項となります。  また、地方税に関しては、ＩＲ関連事業が国において上記の特区適用がされるかどうかや、当該事業が関西イノベーション国際戦略総合特区国際競争力強化方針等の内容に照らして適切であるかどうかを踏まえ、外部有識者で構成する審査会の意見を聴いたうえで認定の可否を判断することになります。 | 1 |
| 195 | ４．その他 | 大阪府市は、「吉本興業」との包括提携協約を結んでいるが、ＩＲ誘致でも連携を続けるのか。 | 吉本興業とは、大阪市が2017年11月22日に包括連携協定として、”地域の活性化に関すること”、”健康・福祉に関すること”、”子育て・教育に関すること”、”市民活動の推進に関すること”、”その他協議により必要と認められること”につきまして連携・協力することとされており、ＩＲ誘致につきましては、協定は結ばれておりません。 | 1 |